

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成31年 3 月
(第 2 回訂正分)

株式会社東名

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成31年 3 月26日に東海財務局長に提出し、平成31年 3 月27日にその届出の効力は生じております。

- 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成31年 2 月28日付をもって提出した有価証券届出書及び平成31年 3 月15日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集300,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し102,500株（引受人の買取引受による売出し50,000株・オーバーアロットメントによる売出し52,500株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成31年 3 月26日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しておりません。

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 当社は、東海東京証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、7,000株を、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。東海東京証券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

2 【募集の方法】

平成31年 3 月26日に決定された引受価額（3,026.80円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第 1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格3,290円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名証」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」第 3 条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「442,980,000」を「454,020,000」に訂正
「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「442,980,000」を「454,020,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。
 5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
 6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。
- (注) 5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄:「未定(注)1.」を「3,290」に訂正
「引受価額(円)」の欄:「未定(注)1.」を「3,026.80」に訂正
「資本組入額(円)」の欄:「未定(注)3.」を「1,513.40」に訂正
「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注)4.」を「1株につき3,290」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
発行価格の決定にあたりましては、仮条件(3,130円~3,290円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、3,290円と決定いたしました。
なお、引受価額は3,026.80円と決定いたしました。
 2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(3,290円)と会社法上の払込金額(2,660.50円)及び平成31年3月26日に決定された引受価額(3,026.80円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
 3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は1,513.40円(増加する資本準備金の額の総額454,020,000円)と決定いたしました。
 4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき3,026.80円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
 7. 販売にあたりましては、東証の「有価証券上場規程」及び名証の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。(略)
- (注) 8. の全文削除

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄:

2. 引受人は新株式払込金として、平成31年4月2日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき3,026.80円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき263.20円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と平成31年3月26日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄:「885,960,000」を「908,040,000」に訂正
「差引手取概算額(円)」の欄:「875,960,000」を「898,040,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額898,040千円については、全額を運転資金に充当する予定であります。具体的には、「オフィス光119事業」(注)において、業容拡大を目的とした通信サービスの販売増加分に対応する、東日本電信電話株式会社並びに西日本電信電話株式会社からの光回線の仕入れ資金として、平成31年8月期に全額を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品にて運用する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成31年3月26日に決定された引受価額(3,026.80円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格3,290円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「160,500,000」を「164,500,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「160,500,000」を「164,500,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注)3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定(注)1.(注)2.」を「3,290」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定(注)2.」を「3,026.80」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定(注)2.」を「1株につき3,290」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3.」を「(注)3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 引受人である東海東京証券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき263.20円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成31年3月26日に元引受契約を締結いたしました。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「168,525,000」を「172,725,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「168,525,000」を「172,725,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

(注)5. の全文削除及び6. の番号変更

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「3,290」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1株につき3,290」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成31年3月26日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である山本文彦（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、52,500株について貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、平成31年4月26日行使期限として貸株人より付与されております。

また、主幹事会社は、平成31年4月3日から平成31年4月26日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所または名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成31年9月29日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則等の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

<欄内の記載の訂正>

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、7,000株を上限として、平成31年3月26日（発行価格等決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式 7,000株」に訂正

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、平成31年3月26日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格（3,290円）と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

<欄外注記の訂正>

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、平成31年2月28日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成31年 3 月
(第 1 回訂正分)

株式会社東名

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成31年 3 月15日に東海財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

- 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成31年 2 月28日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集 300,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成31年 3 月14日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し102,500株（引受人の買取引受による売出し50,000株・オーバーアロットメントによる売出し52,500株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、並びに「社債、株式等の振替に関する法律」第131条に基づく口座通知取次ぎ請求に伴い、当社役員が保有する株式の一部に質権が設定されていることが判明したため、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」及び「第二部 企業情報 第 2 事業の状況 2 事業等のリスク」の記載内容の一部を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

< 欄外注記の訂正 >

2. 当社は、東海東京証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、7,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。東海東京証券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

(注) 2. の全文削除及び 3. 4. の番号変更

2【募集の方法】

平成31年3月26日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成31年3月14日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（2,660.50円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「838,950,000」を「798,150,000」に訂正
「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「454,020,000」を「442,980,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「838,950,000」を「798,150,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「454,020,000」を「442,980,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 仮条件（3,130円～3,290円）の平均価格（3,210円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は963,000,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「2,660.50」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
仮条件は、3,130円以上3,290円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成31年3月26日に引受価額と同時に決定する予定であります。
当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。
需要の申込みの受けにあたり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
- 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（2,660.50円）及び平成31年3月26日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 引受価額が会社法上の払込金額（2,660.50円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「東海東京証券株式会社265,000、みずほ証券株式会社10,500、株式会社SBI証券7,000、楽天証券株式会社3,500、岡三証券株式会社3,500、極東証券株式会社3,500、いちよし証券株式会社3,500、エース証券株式会社3,500」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 上記引受人と発行価格決定日（平成31年3月26日）に元引受契約を締結する予定であります。
 - 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
- （注）1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「908,040,000」を「885,960,000」に訂正
「差引手取概算額（円）」の欄：「898,040,000」を「875,960,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（3,130円～3,290円）の平均価格（3,210円）を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額875,960千円については、全額を運転資金に充当する予定であります。具体的には、「オフィス光119事業」（注）において、業容拡大を目的とした通信サービスの販売増加分に対応する、東日本電信電話株式会社並びに西日本電信電話株式会社からの光回線の仕入れ資金として、平成31年8月期に全額を充当する予定であります。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品にて運用する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「164,500,000」を「160,500,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「164,500,000」を「160,500,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 売出価額の総額は、仮条件（3,130円～3,290円）の平均価格（3,210円）で算出した見込額であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「172,725,000」を「168,525,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「172,725,000」を「168,525,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

5. 売出価額の総額は、仮条件（3,130円～3,290円）の平均価格（3,210円）で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である山本文彦及び当社株主である日比野直人、直井慎一、関山誠及び渡邊誠人は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年9月29日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエアオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等は除く。）等を行わない旨合意しております。

当社役員である日比野直人、直井慎一及び関山誠（以下「対象者」という。）と株式会社三重銀行（以下、本「3. ロックアップについて」において「銀行」という。）との間には金銭消費貸借契約が締結されており、当該契約に基づき対象者が保有する株式の全部または一部には、下記表の通り、対象者が銀行に対して負担する債務の担保として質権が設定されております。

	保有顕在株式数	質権対象株式数
日比野 直人	56,000株	20,000株
直井 慎一	14,000株	10,000株
関山 誠	10,000株	10,000株
合計	80,000株	40,000株

下記に定めるいずれかの事由が生じた場合には、法定の順序にかかわらず、また被担保債務の期限が到来したかどうかにかかわらず、並びに当社普通株式の売却等を行わない期間（元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年9月29日までの期間をいう。）にかかわらず、その債務の弁済に充当するために、銀行により質権対象株式の売却が行われる可能性があります。

・対象者について次の事由が一つでも生じた場合

- －支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはその他の法的整理開始の申立があったとき
- －手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
- －対象者の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき
- －行方不明となり、銀行から対象者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき
- －銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき
- －担保の目的物について差押、または競売手続の申立があったとき
- －銀行との取引約定に違反したとき
- －上記のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

本書提出日現在、銀行による質権対象株式の総数は40,000株であり、発行済株式総数2,100,000株の1.9%に相当しております。東京証券取引所または名古屋証券取引所における売却またはその他の方法により質権対象株式の売却が実際になされた場合、またはその可能性が顕在化した場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成31年9月29日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則等の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	東名従業員持株会（理事長 橋本 裕司） 三重県四日市市八田二丁目1番39号
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、7,000株を上限として、平成31年3月26日（発行価格等決定日）に決定される予定。）
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社及び子会社の従業員で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格等決定日（平成31年3月26日）に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。） の総数に対する所有株式数 の割合（%）	本募集及び引受人の買取引 受による売出し後の所有株 式数（株）	本募集及び引受人の買取引 受による売出し後の株式 （自己株式を除く。）の総 数に対する所有株式数の割 合（%）
山本 文彦	三重県四日市市	1,729,600	78.69	1,679,600	67.24
株式会社エフティグルー プ	東京都中央区日本橋蛸殻 町二丁目13番6号	200,000	9.10	200,000	8.01
日比野 直人	名古屋市東区	81,000 (25,000)	3.69 (1.14)	81,000 (25,000)	3.24 (1.00)
株式会社三重銀行	三重県四日市市西新地7 番8号	40,000	1.82	40,000	1.60
東名従業員持株会	三重県四日市市八田二丁 目1番39号	28,200	1.28	35,200	1.41
直井 慎一	三重県桑名市	28,000 (14,000)	1.27 (0.64)	28,000 (14,000)	1.12 (0.56)
関山 誠	愛知県海部郡蟹江町	22,000 (12,000)	1.00 (0.55)	22,000 (12,000)	0.88 (0.48)
ジャパンベストレス キューシステム株式会社	名古屋市中区錦一丁目10 番20号	20,000	0.91	20,000	0.80
水口 博信	岐阜県岐阜市	7,000 (7,000)	0.32 (0.32)	7,000 (7,000)	0.28 (0.28)
水嶋 淳	名古屋市西区	7,000 (7,000)	0.32 (0.32)	7,000 (7,000)	0.28 (0.28)
立川 将弘	岐阜県羽島市	7,000 (7,000)	0.32 (0.32)	7,000 (7,000)	0.28 (0.28)
計	二	2,169,800 (72,000)	98.72 (3.28)	2,126,800 (72,000)	85.14 (2.88)

- (注) 1. 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、平成31年2月28日現在のものであります。
2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、平成31年2月28日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け（7,000株として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容
該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項
該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第2【事業の状況】

2【事業等のリスク】

<前略>

(15) 税務上の繰越欠損金について

当社グループは、平成30年8月期末時点において税務上の繰越欠損金872,233千円が存在しております。

今後、当社グループの業績が順調に推移し、現存する税務上の繰越欠損金が解消され、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が発生する場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(16) 役員所有株式に係る質権設定について

当社役員である日比野直人、直井慎一及び関山誠（以下「対象者」という。）と株式会社三重銀行（以下、本(16)において「銀行」という。）との間には金銭消費貸借契約が締結されており、当該契約に基づき対象者が保有する株式の全部または一部には、下記表の通り、対象者が銀行に対して負担する債務の担保として質権が設定されております。

	保有顕在株式数	質権対象株式数
日比野 直人	56,000株	20,000株
直井 慎一	14,000株	10,000株
関山 誠	10,000株	10,000株
合計	80,000株	40,000株

下記に定めるいずれかの事由が生じた場合には、法定の順序にかかわらず、また被担保債務の期限が到来したかどうかにかかわらず、並びに当社普通株式の売却等を行わない期間（元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年9月29日までの期間をいう。）にかかわらず、その債務の弁済に充当するために、銀行により質権対象株式の売却が行われる可能性があります。

・対象者について次の事由が一つでも生じた場合

- －支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはその他の法的整理開始の申立があったとき
- －手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
- －対象者の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき
- －行方不明となり、銀行から対象者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき
- －銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき
- －担保の目的物について差押、または競売手続の申立があったとき
- －銀行との取引約定に違反したとき
- －上記のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

本書提出日現在、銀行による質権対象株式の総数は40,000株であり、発行済株式総数2,100,000株の1.9%に相当しております。東京証券取引所または名古屋証券取引所における売却またはその他の方法により質権対象株式の売却が実際になされた場合、またはその可能性が顕在化した場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書



平成31年2月
株式会社東名

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式838,950千円（見込額）の募集及び株式164,500千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式172,725千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成31年2月28日に東海財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものです。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社東名

三重県四日市市八田二丁目1番39号

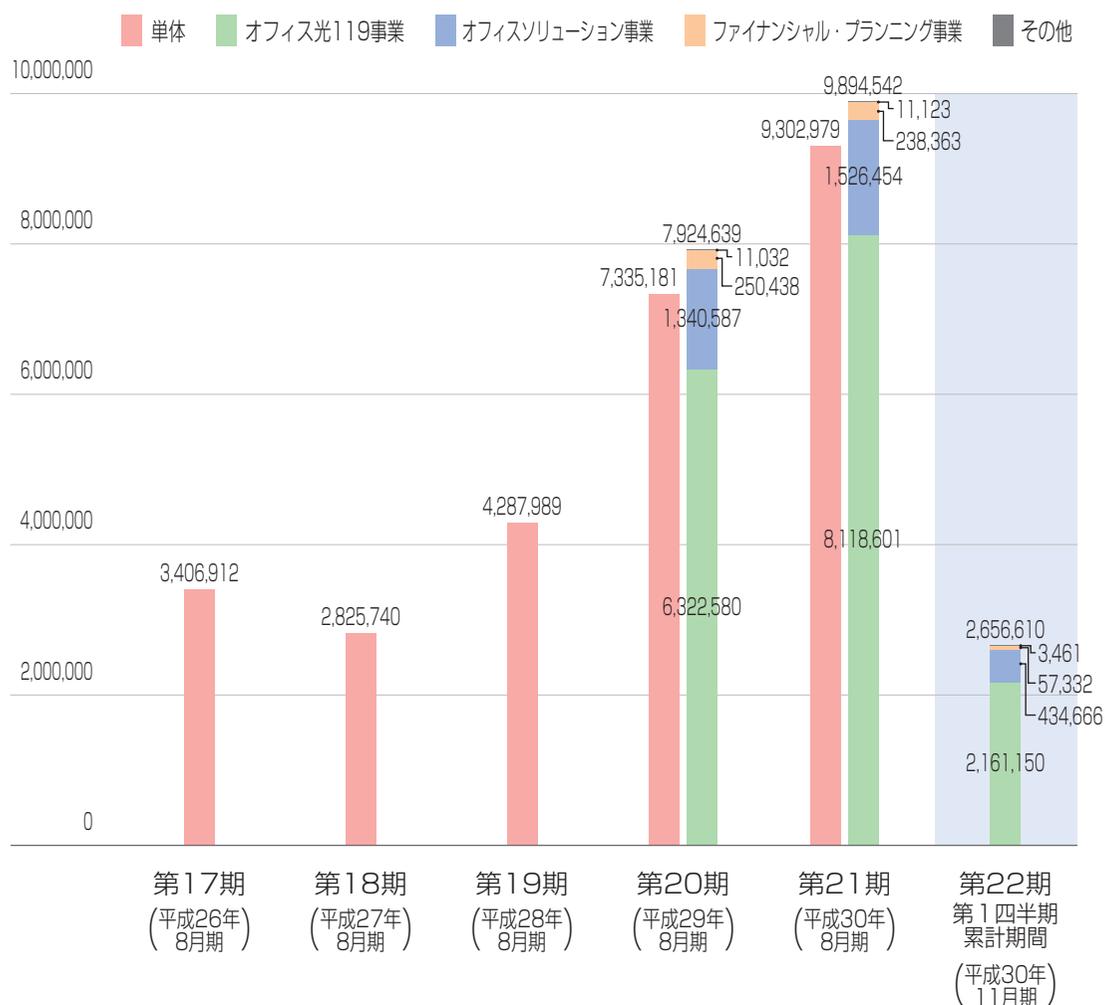
本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 事業の概況

当社グループは、当社及び子会社2社（株式会社岐阜レカム、株式会社コムズ）により構成されており、「オフィス光119事業」、「オフィスソリューション事業」、「ファイナンシャル・プランニング事業」の3つの事業を主たる事業としております。

売上高推移

(単位：千円)



2. 事業の内容

オフィス光119事業

全国の中小企業・個人事業主に対し、光回線、プロバイダをはじめ、オフィスに関するサービスをワンストップで提供する当社オリジナルブランド「オフィス光119」を販売しております。当該サービスは、東日本電信電話株式会社並びに西日本電信電話株式会社が提供している光回線に、速度・品質はそのままに、自社サービス（パソコンやインターネットの様々なトラブルをサポートするサービス等）を付加することで多機能かつリーズナブルに再販する光コラボレーションであります。当社の主要顧客は中小企業・個人事業主であり、創業以来蓄積した100万社を超える膨大な顧客データベースから多面的なマーケティング手法を展開し、中小企業・個人事業主のきめ細かいニーズを汲み取り、固定電話、インターネット回線の開設、見直しをはじめとした通信インフラにまつわる煩雑な業務を包括して受託し、業態や事業規模、成長過程に見合ったコストとオプションサービスをピンポイントで提案しております。これにより、中小企業・個人事業主が本業に集中する環境を構築することでの経営効率の改善と経営品質の向上を目指しております。

当社は、コールセンター、カスタマーセンター及び請求回収部門などを自社で開設、運営をしており、自社内において、販売促進、契約、請求回収からクレームなどの顧客対応、解約までの一連の手続きを標準化しております。

その他、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社などNTTグループの代理店として、光回線サービスを取り次ぐ業務を行っております。



当社コールセンター

オフィスソリューション事業

①情報通信機器販売

ビジネスホン・UTM機器（※）・ネットワーク対応型複合機を主要な商材としております。株式会社岐阜レカムにおいてはレカムジャパン株式会社のフランチャイズ加盟店として岐阜地区の中小企業にリース会社等を利用した情報通信機器の販売業務を、株式会社コムズにおいてはWeb営業により蓄積したノウハウと顧客データをもとに、首都圏の事業会社を中心に中古を含めた情報通信機器の販売業務を行っております。

※UTMとはUnified Threat Management（統合脅威管理）の略。UTM機器は、コンピュータウイルスやハッキングなどのネットワークにおけるリスク対策を目的として、ファイアウォールや迷惑ブロックサービスなど複数のセキュリティ機能を集約した機器。

②エコソリューション

LED照明器具・電気を主要な商材としております。愛知・岐阜・三重の東海三県と関東地方などの中小企業を中心に、テレマーケティングによるLED照明器具及び電気の販売代理業務を行っております。

③Webサービス

企業のPR用ホームページを全国の中小企業にレンタルするサービス「レン太君」の営業事業を行っております。

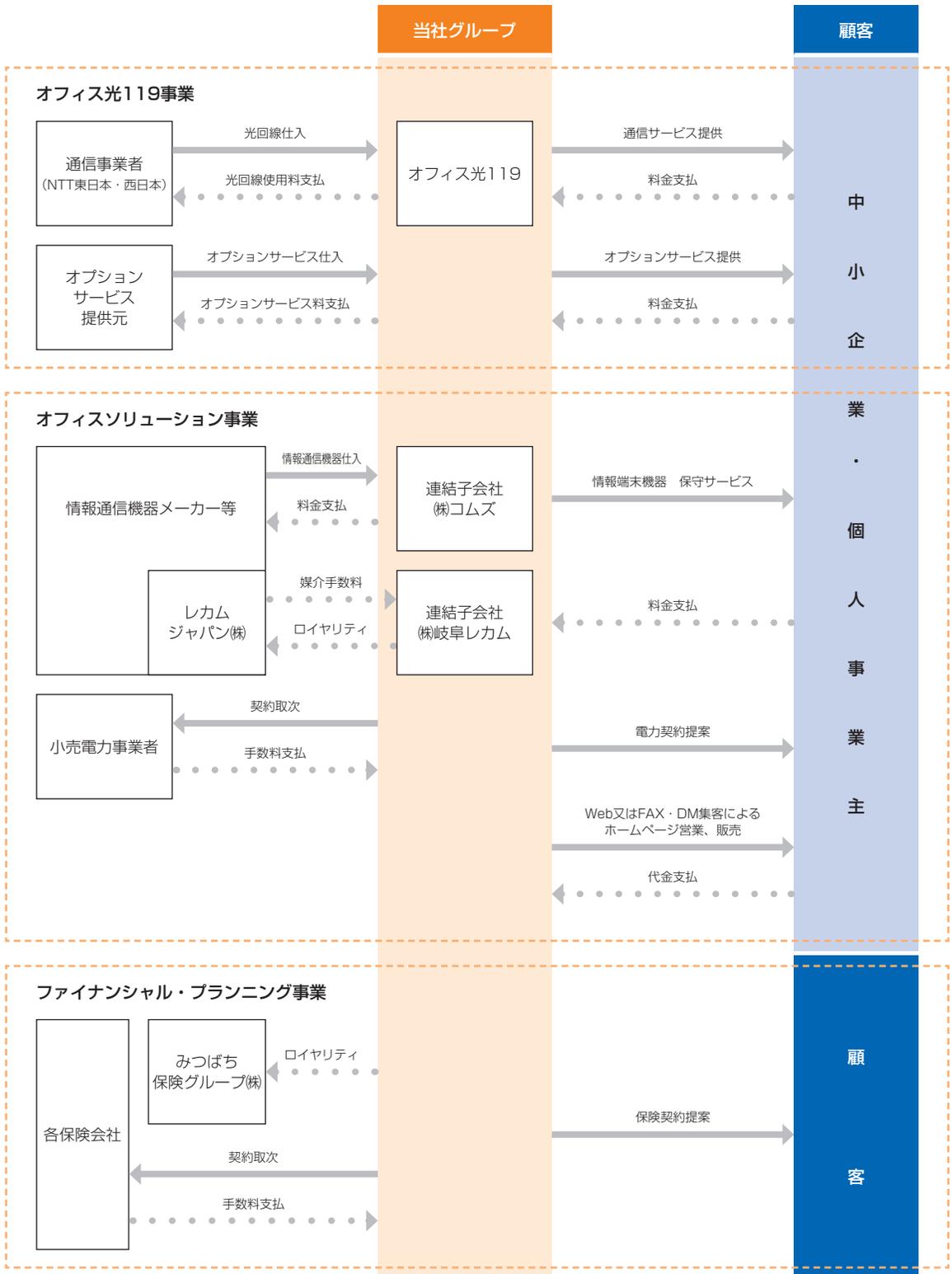
ファイナンシャル・プランニング事業

来店型ショップによる保険の取次業務を行っております。当社は、みつばち保険グループ株式会社のフランチャイズ加盟店「みつばち保険ファーム」を営業しており、愛知・静岡に全7店舗営業展開しております。

その他

その他の事業として、自社保有の賃貸住宅用マンションから賃料収入を得る不動産賃貸業を営んでおります。

[事業系統図]



(注) 東日本電信電話(株)並びに西日本電信電話(株)は、上記事業系統図では「NTT東日本・西日本」と記しております。

3. 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次		第20期	第21期	第22期 第1四半期
決算年月		平成29年8月	平成30年8月	平成30年11月
売上高	(千円)	7,924,639	9,894,542	2,656,610
経常利益	(千円)	150,299	416,819	209,490
親会社株主に帰属する 当期(四半期)純利益	(千円)	130,735	578,183	185,178
包括利益又は四半期包括利益	(千円)	138,605	590,372	185,207
純資産額	(千円)	1,890,116	2,480,489	2,665,697
総資産額	(千円)	4,648,909	5,487,942	5,651,788
1株当たり純資産額	(円)	900.06	1,181.19	-
1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	62.25	275.33	88.18
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	40.7	45.2	47.2
自己資本利益率	(%)	7.2	26.5	-
株価収益率	(倍)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△404,212	302,135	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	44,589	△146,519	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	200,000	-	-
現金及び現金同等物の 期末(四半期末)残高	(千円)	1,396,116	1,551,731	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	232 (218)	315 (195)	- (-)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、第20期は潜在株式が存在しないため、また、第21期及び第22期第1四半期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

5. 第20期及び第21期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、仰星監査法人の監査を受けております。なお、第22期第1四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、仰星監査法人の四半期レビューを受けております。

6. 当社は、平成30年12月14日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。

7. 第22期第1四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第22期第1四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第22期第1四半期連結会計期末の数値を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月		平成26年8月	平成27年8月	平成28年8月	平成29年8月	平成30年8月
売上高	(千円)	3,406,912	2,825,740	4,287,989	7,335,181	9,302,979
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	96,671	△407,943	△850,586	76,021	319,329
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	67,324	△523,963	△857,790	67,101	506,199
資本金	(千円)	65,972	65,972	65,972	65,972	65,972
発行済株式総数	(株)	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500
純資産額	(千円)	2,805,737	2,288,688	1,433,751	1,508,722	2,027,111
総資産額	(千円)	3,454,325	3,175,154	3,638,853	4,220,341	4,977,685
1株当たり純資産額	(円)	267,213.10	217,970.37	136,547.72	718.44	965.29
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	6,411.90	△49,901.24	△81,694.30	31.95	241.05
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	81.2	72.1	39.4	35.7	40.7
自己資本利益率	(%)	2.4	—	—	4.6	28.6
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	164 (283)	191 (173)	179 (235)	202 (217)	288 (193)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第17期及び第20期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。第18期及び第19期については1株当たり当期純損失金額であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第21期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 第18期及び第19期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

7. 第20期及び第21期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、仰星監査法人の監査を受けております。なお、第17期、第18期及び第19期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく仰星監査法人の監査を受けておりません。

8. 当社は、平成30年12月14日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

9. 当社は、平成30年12月14日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)及び株式会社名古屋証券取引所の引受担当者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成20年4月4日付名証自規G第8号及び平成24年10月1日付同取扱い)に基づき、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

なお、第17期、第18期及び第19期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、仰星監査法人の監査を受けておりません。

回次		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月		平成26年8月	平成27年8月	平成28年8月	平成29年8月	平成30年8月
1株当たり純資産額	(円)	1,336.07	1,089.85	682.74	718.44	965.29
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	32.06	△249.51	△408.47	31.95	241.05
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

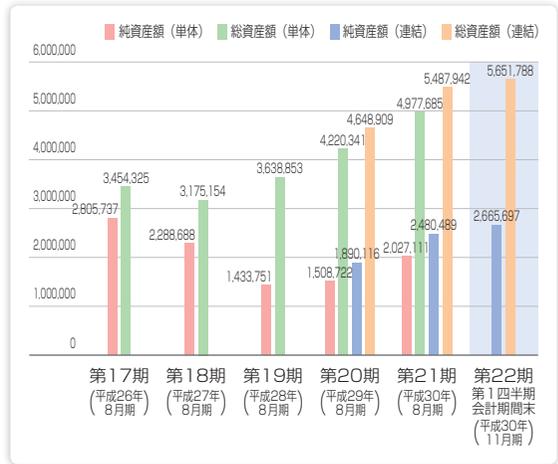
売上高

(単位：千円)



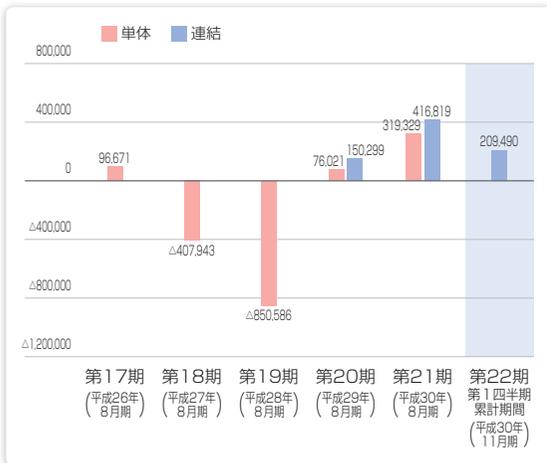
純資産額／総資産額

(単位：千円)



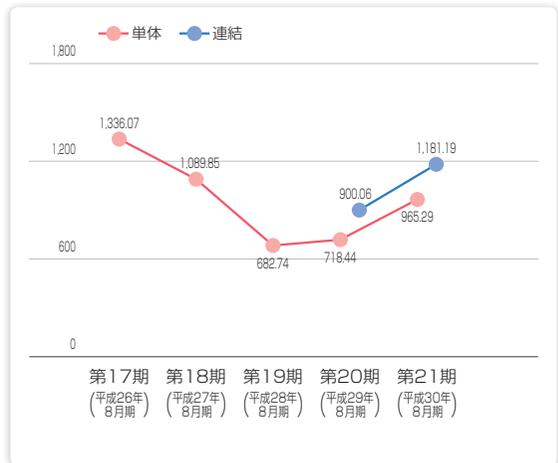
経常利益又は経常損失 (△)

(単位：千円)



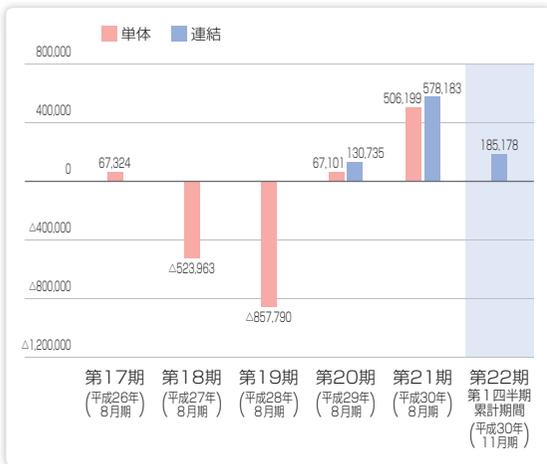
1株当たり純資産額

(単位：円)



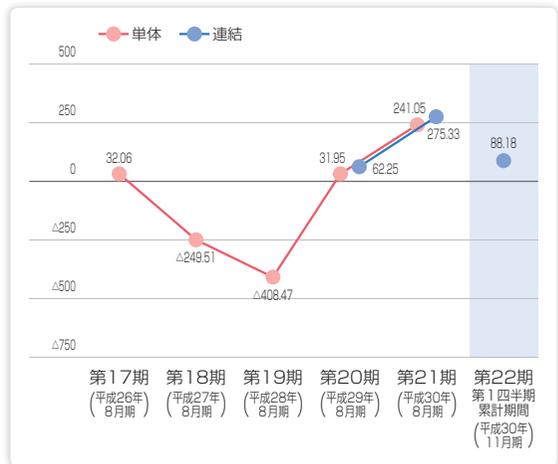
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益／当期純利益又は当期純損失(△)

(単位：千円)



1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)

(単位：円)



(注) 当社は、平成30年12月14日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」「1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)」の各グラフにおいては、当該株式分割が第17期の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり指標の推移を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	7
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	8
募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	13
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	16
5. 従業員の状況	17
第2 事業の状況	18
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	18
2. 事業等のリスク	20
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	24
4. 経営上の重要な契約等	28
5. 研究開発活動	28
第3 設備の状況	29
1. 設備投資等の概要	29
2. 主要な設備の状況	29
3. 設備の新設、除却等の計画	30
第4 提出会社の状況	31
1. 株式等の状況	31
2. 自己株式の取得等の状況	34
3. 配当政策	34
4. 株価の推移	34
5. 役員の状況	35
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	37

第5	経理の状況	43
1.	連結財務諸表等	44
(1)	連結財務諸表	44
(2)	その他	92
2.	財務諸表等	93
(1)	財務諸表	93
(2)	主な資産及び負債の内容	108
(3)	その他	108
第6	提出会社の株式事務の概要	109
第7	提出会社の参考情報	110
1.	提出会社の親会社等の情報	110
2.	その他の参考情報	110
第四部	株式公開情報	111
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	111
第2	第三者割当等の概況	112
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	112
2.	取得者の概況	114
3.	取得者の株式等の移動状況	114
第3	株主の状況	115
	[監査報告書]	117

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成31年2月28日
【会社名】	株式会社東名
【英訳名】	TOUMEI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 文彦
【本店の所在の場所】	三重県四日市市八田二丁目1番39号
【電話番号】	059-330-2151 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 関山 誠
【最寄りの連絡場所】	三重県四日市市八田二丁目1番39号
【電話番号】	059-330-2151 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 関山 誠
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 838,950,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 164,500,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 172,725,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	300,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- （注）
- 平成31年2月28日開催の取締役会決議によっております。
 - 発行数については、平成31年3月14日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 - 当社は、東海東京証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、7,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
 - 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

平成31年3月26日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成31年3月14日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名証」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」第3条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	300,000	838,950,000	454,020,000
計（総発行株式）	300,000	838,950,000	454,020,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、東証の定める「有価証券上場規程施行規則」及び名証の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「取引所の有価証券上場規程施行規則等」と総称する。）により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成31年2月28日開催の取締役会決議に基づき、平成31年3月26日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（3,290円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は987,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成31年3月27日(水) 至 平成31年4月1日(月)	未定 (注) 4.	平成31年4月2日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成31年3月14日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成31年3月26日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付にあたり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成31年3月14日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成31年3月26日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成31年2月28日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成31年3月26日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成31年4月3日(水) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成31年3月18日から平成31年3月25日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売にあたりましては、東証の「有価証券上場規程」及び名証の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三重銀行 本店営業部	三重県四日市市西新地7番8号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成31年4月2日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
エース証券株式会社	大阪市中央区本町二丁目6番11号		
計	—	300,000	—

(注) 1. 平成31年3月14日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成31年3月26日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
908,040,000	10,000,000	898,040,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(3,290円)を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額898,040千円については、全額を運転資金に充当する予定であります。具体的には、「オフィス光119事業」(注)において、業容拡大を目的とした通信サービスの販売増加分に対応する、東日本電信電話株式会社並びに西日本電信電話株式会社からの光回線の仕入れ資金として、平成31年8月期に全額を充当する予定であります。

なお、具体的な充當時期までは、安全性の高い金融商品にて運用する予定であります。

(注) 事業内容等については、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成31年3月26日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	50,000	164,500,000	三重県四日市市 山本 文彦 50,000株
計(総売出株式)	—	50,000	164,500,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則等により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,290円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 4. に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成31年 3月27日(水) 至 平成31年 4月1日(月)	100	未定 (注) 2.	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本店並びに全国 各支店及び営業 所	名古屋市中村区名駅四丁目 7番1号 東海東京証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成31年3月26日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	52,500	172,725,000	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 52,500株
計(総売出株式)	—	52,500	172,725,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、東海東京証券株式会社は、東京証券取引所または名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエアオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則等により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,290円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成31年 3月27日(水) 至 平成31年 4月1日(月)	100	未定 (注) 1.	東海東京証券 株式会社及び その委託販売 先金融商品取 引業者の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（平成31年3月26日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. 東海東京証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、東海東京証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスへの上場を予定しております。

2. グリーンシュエアオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である山本文彦（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、52,500株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアオプション」という。）を、平成31年4月26日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、平成31年4月3日から平成31年4月26日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所または名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエアオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である山本文彦及び当社株主である日比野直人、直井慎一、関山誠及び渡邊誠人は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年9月29日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエアオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社株主である株式会社エフティグループ、株式会社三重銀行及びジャパンベストレスキューシステム株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成31年7月1日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所または名古屋証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所または名古屋証券取引所における売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて当社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年9月29日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及びストック・オプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則等の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第20期	第21期
決算年月	平成29年 8月	平成30年 8月
売上高 (千円)	7,924,639	9,894,542
経常利益 (千円)	150,299	416,819
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	130,735	578,183
包括利益 (千円)	138,605	590,372
純資産額 (千円)	1,890,116	2,480,489
総資産額 (千円)	4,648,909	5,487,942
1株当たり純資産額 (円)	900.06	1,181.19
1株当たり当期純利益金額 (円)	62.25	275.33
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	40.7	45.2
自己資本利益率 (%)	7.2	26.5
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△404,212	302,135
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	44,589	△146,519
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	200,000	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,396,116	1,551,731
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	232 (218)	315 (195)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第20期は潜在株式が存在しないため、また、第21期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

5. 第20期及び第21期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、仰星監査法人の監査を受けております。

6. 当社は、平成30年12月14日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成26年 8 月	平成27年 8 月	平成28年 8 月	平成29年 8 月	平成30年 8 月
売上高 (千円)	3,406,912	2,825,740	4,287,989	7,335,181	9,302,979
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	96,671	△407,943	△850,586	76,021	319,329
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	67,324	△523,963	△857,790	67,101	506,199
資本金 (千円)	65,972	65,972	65,972	65,972	65,972
発行済株式総数 (株)	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500
純資産額 (千円)	2,805,737	2,288,688	1,433,751	1,508,722	2,027,111
総資産額 (千円)	3,454,325	3,175,154	3,638,853	4,220,341	4,977,685
1株当たり純資産額 (円)	267,213.10	217,970.37	136,547.72	718.44	965.29
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	6,411.90	△49,901.24	△81,694.30	31.95	241.05
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	81.2	72.1	39.4	35.7	40.7
自己資本利益率 (%)	2.4	—	—	4.6	28.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	164	191	179	202	288
(外、平均臨時雇用者数)	(283)	(173)	(235)	(217)	(193)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第17期及び第20期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。第18期及び第19期については1株当たり当期純損失金額であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第21期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 第18期及び第19期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

7. 第20期及び第21期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、仰星監査法人の監査を受けております。なお、第17期、第18期及び第19期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく仰星監査法人の監査を受けておりません。

8. 当社は、平成30年12月14日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

9. 当社は、平成30年12月14日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）及び株式会社名古屋証券取引所の引受担当者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成20年4月4日付名証自規G第8号及び平成24年10月1日付同取扱い）に

基づき、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

なお、第17期、第18期及び第19期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、仰星監査法人の監査を受けておりません。

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成26年8月	平成27年8月	平成28年8月	平成29年8月	平成30年8月
1株当たり純資産額 (円)	1,336.07	1,089.85	682.74	718.44	965.29
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	32.06	△249.51	△408.47	31.95	241.05
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

平成9年12月	通信回線サービスの取次などの業務を目的として株式会社東名三重（現 株式会社東名）を設立（三重県四日市市八田二丁目1170番地、資本金1,000万円）
平成10年3月	ビジネスホン、通信端末機器などの販売を開始し、情報通信機器販売を事業化
平成11年3月	本社を四日市市羽津町16番18号に移転
平成13年9月	商号を株式会社東名に変更
平成16年2月	本社を四日市市八田二丁目1番39号に移転
平成16年12月	札幌第一コールセンタを札幌市中央区北五条西に開設（その後、札幌第二コールセンタに統合）
平成17年4月	株式会社岐阜レカム（連結子会社）を設立
平成17年8月	名古屋支店を名古屋市中村区名駅南一丁目に開設
平成18年2月	札幌第二コールセンタ（現札幌コールセンタ）を札幌市中央区南一条西に開設
平成18年12月	名古屋支店を名古屋市中村区名駅三丁目に移転
平成19年12月	広島営業所を広島市中区立町に開設
平成20年5月	福岡営業所を福岡市博多区博多駅中央街に開設
平成20年8月	レカム株式会社の子会社である株式会社コムズ（連結子会社）の発行済株式の80%を取得し子会社化
平成21年10月	来店型ショップによる保険取次業務を開始
平成21年11月	株式会社コムズの発行済株式の20%を取得し完全子会社化
平成23年5月	プライバシーマーク認証取得
平成24年12月	LED照明器具の販売開始
平成25年2月	新宿支店を東京都新宿区西新宿に開設
平成27年2月	西日本電信電話株式会社と光コラボレーションモデル（※）に関する契約を締結
平成27年3月	東日本電信電話株式会社と光コラボレーションモデル（※）に関する契約を締結
平成27年4月	光回線の販売を開始
平成28年1月	東燃ゼネラル石油株式会社（現 J X T G エネルギー株式会社）と電力販売代理店契約を締結し、電力販売取次サービスを開始
平成30年4月	名古屋支店を名古屋市西区名駅二丁目に移転

（※）西日本電信電話株式会社並びに東日本電信電話株式会社より仕入れた光回線と自社サービスを組み合わせて提供するモデル

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社2社（株式会社岐阜レカム、株式会社コムズ）により構成されており、「オフィス光119事業」、「オフィスソリューション事業」、「ファイナンシャル・プランニング事業」の3つの事業を主たる事業としております。

当社グループの事業内容、当社と子会社の当該事業にかかる位置付けは次のとおりであります。

なお、これら3つの事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) オフィス光119事業

全国の中小企業・個人事業主に対し、光回線、プロバイダをはじめ、オフィスに関するサービスをワンストップで提供する当社オリジナルブランド「オフィス光119」を販売しております。当該サービスは、東日本電信電話株式会社並びに西日本電信電話株式会社が提供している光回線に、速度・品質はそのままに、自社サービス（パソコンやインターネットの様々なトラブルをサポートするサービス等）を付加することで多機能かつリーズナブルに再販する光コラボレーションであります。当社の主要顧客は中小企業・個人事業主であり、創業以来蓄積した100万社を超える膨大な顧客データベースから多面的なマーケティング手法を展開し、中小企業・個人事業主のきめ細かいニーズを汲み取り、固定電話、インターネット回線の開設、見直しをはじめとした通信インフラにまつわる煩雑な業務を包括して受託し、業態や事業規模、成長過程に見合ったコストとオプションサービスをピンポイントで提案しております。これにより、中小企業・個人事業主が本業に集中する環境を構築することでの経営効率の改善と経営品質の向上を目指しております。

当社は、コールセンター、カスタマーセンター及び請求回収部門などを自社で開設、運営をしており、自社内において、販売促進、契約、請求回収からクレームなどの顧客対応、解約までの一連の手続きを標準化しております。

その他、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社などNTTグループの代理店として、光回線サービスを取り次ぐ業務を行っております。

(2) オフィスソリューション事業

①情報通信機器販売

ビジネスホン・UTM機器（※）・ネットワーク対応型複合機を主要な商材としております。株式会社岐阜レカムにおいてはレカムジャパン株式会社のフランチャイズ加盟店として岐阜地区の中小企業にリース会社等を利用した情報通信機器の販売業務を、株式会社コムズにおいてはWeb営業により蓄積したノウハウと顧客データをもとに、首都圏の事業会社を中心に中古を含めた情報通信機器の販売業務を行っております。

※UTMとはUnified Threat Management（統合脅威管理）の略。UTM機器は、コンピュータウイルスやハッキングなどのネットワークにおけるリスク対策を目的として、ファイアウォールや迷惑ブロックサービスなど複数のセキュリティ機能を集約した機器。

②エコソリューション

LED照明器具・電気を主要な商材としております。愛知・岐阜・三重の東海三県と関東地方などの中小企業を中心に、テレマーケティングによるLED照明器具及び電気の販売代理業務を行っております。

③Webサービス

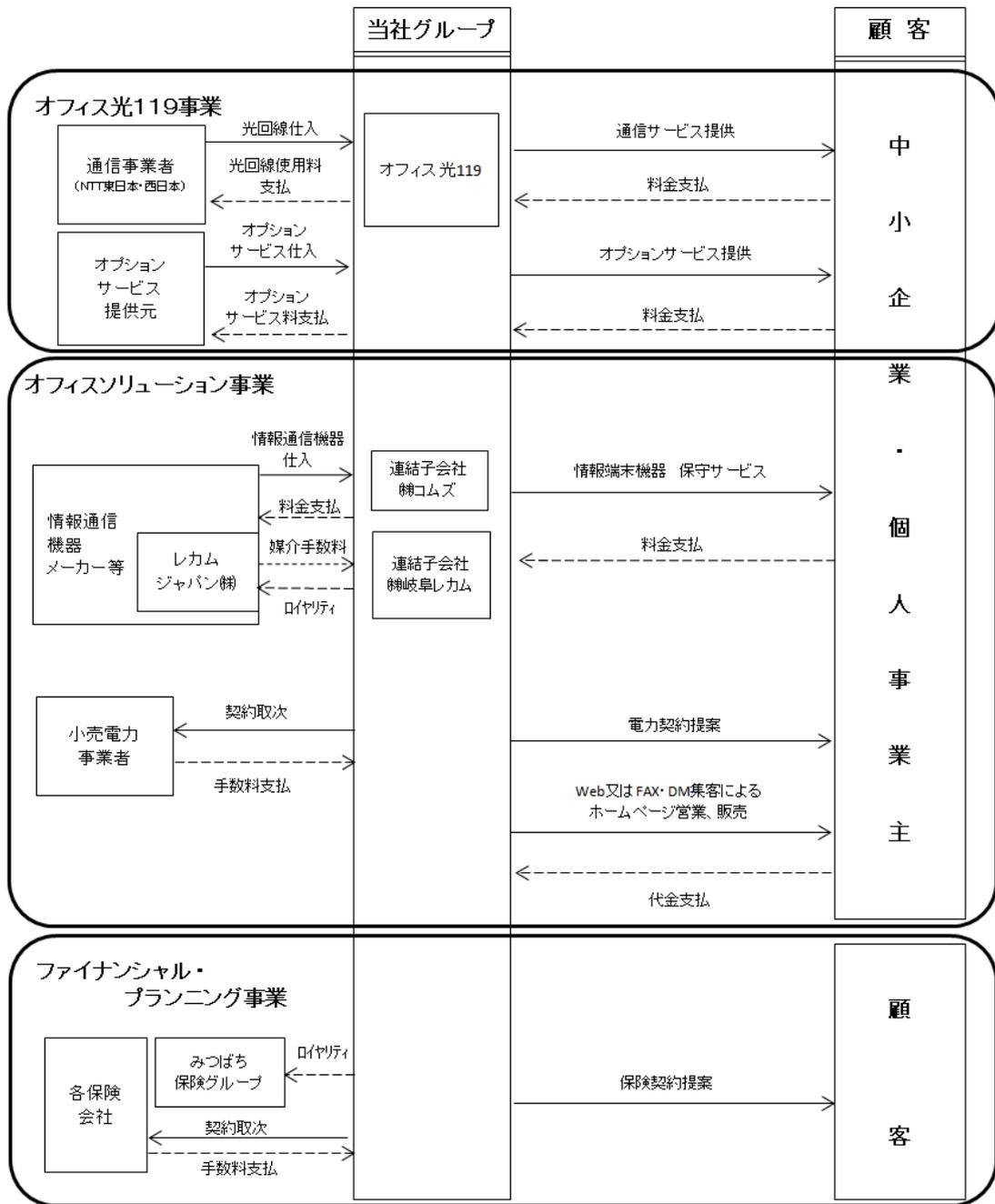
企業のPR用ホームページを全国の中小企業にレンタルするサービス「レン太君」の営業事業を行っております。

(3) ファイナンシャル・プランニング事業

来店型ショップによる保険の取次業務を行っております。当社は、みつばち保険グループ株式会社のフランチャイズ加盟店「みつばち保険ファーム」を営業しており、愛知・静岡に全7店舗営業展開しております。

(4) その他

その他の事業として、自社保有の賃貸住宅用マンションから賃料収入を得る不動産賃貸業を営んでおります。



(注) 東日本電信電話(株)並びに西日本電信電話(株)は、上記事業系統図では「NTT東日本・西日本」と記しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社岐阜レカム (注) 2	三重県四日市市	10,000	オフィスソリュ ーション事業	100	情報通信機器の販売を行っ ております。 役員の兼任2名
株式会社コムズ (注) 2	東京都新宿区	30,000	オフィスソリュ ーション事業	100	情報通信機器の販売を行っ ております。 役員の兼任2名

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成31年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
オフィス光119事業	179	(115)
オフィスソリューション事業	72	(14)
ファイナンシャル・プランニング事業	25	(－)
全社（共通）	34	(7)
合計	310	(136)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理本部に所属しているものであります。
3. 従業員数が最近1年間に於いて、45名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成31年1月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
284 (128)	30.3	3.7	4,073

セグメントの名称	従業員数（人）	
オフィス光119事業	179	(115)
オフィスソリューション事業	46	(6)
ファイナンシャル・プランニング事業	25	(－)
全社（共通）	34	(7)
合計	284	(128)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理本部に所属しているものであります。
4. 従業員数が最近1年間に於いて、49名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「お客様に感動と満足を提供し続けます」を経営理念に掲げ、中小企業・個人事業主のオフィスの課題を解決するパートナーとして、オフィスのライフライン分野で新しい価値の創造や、利便性を生み出せるように新たな事業領域に挑戦し続け、中小企業・個人事業主を豊かにしてまいります。これにより、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図ることが基本方針であります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループの根幹となる事業は、通信インフラをはじめとするライフラインによるストック型ビジネスモデルであると認識しております。このため、契約獲得数の増加及び契約保有数に対する解約率を意識しております。その上で、企業価値の増大を図っていくため「売上高」、「営業利益」を重要な経営指標としております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、現在、オフィス光119事業へ経営資源を集中させ、顧客である中小企業・個人事業主の通信インフラの環境改善及び顧客満足度向上に注力し、継続的な成長を目指しております。さらに、今後はオフィスのライフラインに軸を置き、電気、ガス、水等をクロスセルすることで安定的な収益構造を構築してまいります。

(4) 対処すべき課題

情報通信を取り巻く環境は、技術進歩が非常に早く、また情報通信市場が拡大する中でサービスも多様化しております。このような環境の中、当社グループは「オフィス光119事業」へ経営資源を集中し、顧客である中小企業・個人事業主の通信インフラの環境改善、顧客満足度の飽くなき向上を目指し、事業拡大を推進しております。

当社グループは、今後においてもこれまでに培ったコールセンターでのデータ蓄積と分析力により顧客を多面的に識別し、優良顧客へのクロスセルを基盤に、既存事業の基盤を強化するとともに新規事業へも経営資源を投下し、高い成長率を確保することが重要な課題と認識しております。

また、一方でコンプライアンス体制及び内部管理体制の充実も重要な課題であると認識しております。これらの課題に対処するために、当社グループは以下の施策に取り組んでまいります。

(a) オフィス光119事業（光コラボレーション事業）の強化

日本国内の光コラボレーション市場は、携帯電話大手が高いシェアとなっております。当社グループは、中小企業・個人事業主を中軸に営業活動を展開し、サービス提供を行っていることから、営業フィールドに関しては、個人顧客をターゲットとしている会社との差別化がなされているものの、同市場にて当社が確固たる地位を確立するには、顧客との関係性を強化し、長期的な信頼関係の構築が課題であると認識しております。当社グループは、コールセンターでの販売チャネルを通し、更なる成長を期するために、サービスの充実と効果的な販売チャネルの実現が重要であります。このため、ライフラインとのセット割をサービスの核として、Web集客、外部リソースでの代理店チャネル、アライアンス（再卸）チャネルなどを展開し、獲得顧客数の増加と継続的な取引関係の構築を図り、契約保有数の積み上げによるストック収益の向上に対処してまいります。

(b) ライフラインサービスにおけるクロスセル展開

当社グループは、設立以来、変化の著しい情報通信業界の動向をいち早く捉えて様々な事業に取り組んでまいりました。現在、「オフィス光119事業」において、より割引幅の大きい電気等のライフラインの総合的なセット割サービスを推進しております。また、全てのサービスにおいて一括請求と支払が可能となるよう準備を進めてまいります。これにより、ライフラインサービスを利用している顧客が、コスト削減効果を顕在的に把握でき、効率的な業務改善が提供し得ると考えております。

(c) 人材の確保・育成

当社グループは、今後の事業拡大、継続的な成長を目指す上で、社内外の優秀な人材を継続的に確保・育成することが重要な課題であると認識しております。当社グループの経営理念と企業文化を共有し、能力はもちろんのこと、自主性、主体性に長けた人材を育成すべく社内研修を充実させるとともに、職場環境の見直しを継続的にを行い、企業と人材との信頼関係の醸成と業務効率の向上に努めてまいります。また、社外の優秀な専門家との人的ネットワークの構築により、外部ブレインとして適切な支援を受けられる体制構築にも取り組んでまいります。

(d) 情報システムの強化

当社グループは、日々更新される膨大な顧客データ及びコールセンターで蓄積したデータをセキュリティ体制の下で保有しております。今後、インターネットやスマートフォンを活用した顧客サービスの利用状況・請求情報の開示等、顧客の利便性の充実に向け情報システムの充実を図ることが重要であると認識しております。

このため、顧客管理、営業活動管理、請求関連業務、セキュリティ機能の向上と、顧客が自社のライフライン状況を可視化できるアプリ開発に取り組むなど、中小企業・個人事業主の課題を解決するため、利便性を高めるIT投資に注力してまいります。

(e) ブランド力の強化及び企業認知度の向上

光回線をはじめとした通信回線は長期的かつ継続的に費用が掛かるものであり、また、ドメインならびにメールアドレスは、社会性を有する記号として、一旦、取得し流通すると変更が容易でないことから、回線事業者の選択において、信頼性及び信用力は重要な要素であり、また、業務提携や仕入れなどの対法人取引、条件交渉に際しても、当社グループの信頼性及び信用力が重要な要素となります。

中小企業・個人事業主の課題を解決するパートナーとしての地位を築くことを目標としている中で、オフィス119シリーズというサービス名を確固たる位置づけにしていき、中小企業・個人事業主の頼れるブランドに育てていきたいと考えております。

また、営業活動をより効率的に進めるため、当社グループ及び当社グループのサービスが持つ強み・サービスの信頼性・ガバナンス体制を戦略的に発信し、企業認知度及びコーポレートブランドを向上させてまいります。

2【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあると考えられる事項には以下のようなものがありますが、これらに限定されるものではありません。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、本文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅したものではありません。

(1) 経済状況等の影響について

当社グループは、中小企業・個人事業主に対しより良いオフィス環境で事業活動を行って頂ける様、「オフィス」に特化したサービス・商材の提供を多数展開しております。当社グループが提供しているサービス・商材は、東日本電信電話株式会社並びに西日本電信電話株式会社が提供している光回線に自社サービスを付加し再販する「オフィス光119」（光コラボレーション）・情報通信機器・LED照明器具・電気等の商材であります。

しかしながら、中小企業・個人事業主は景気動向、経済状況の影響を受けやすく、これらの変化により当社グループが提供するサービス・商材に対する需要動向が悪化した場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(2) オフィス光119事業への依存について

当社グループは、光回線を仕入れ、これに自社サービスを付加し再販する「オフィス光119」（光コラボレーション）の提供を行っており、当社グループにおける売上高のうち、当該サービスに係わる売上高の占める割合が当連結会計年度で77.9%と高く、当該サービスに依存しております。当社グループは、事業拡大に向け、当該サービスの提供を引き続き拡大していくことが必要であると認識しております。

しかしながら、競合するサービス・新たなサービスの台頭により「オフィス光119」の提供が計画通り進まない場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、「オフィス光119事業」の拡大とともに、中小企業・個人事業主のオフィス環境の改善に向けた情報通信機器・LED照明器具・電気等の商材提供を積極的に展開していく方針であります。

しかしながら、「オフィス光119」以外の情報通信機器・LED照明器具・電気等の商材提供が計画通り進まない場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定取引先への依存について

当社グループの基幹事業である「オフィス光119」（光コラボレーション）の提供は、光回線を仕入れ、これに自社サービスを付加し再販するサービスであります。光回線は、全て東日本電信電話株式会社並びに西日本電信電話株式会社から仕入れております。当社は東日本電信電話株式会社並びに西日本電信電話株式会社との間で、各々「光コラボレーションモデルに関する契約」を締結しており、当社グループの主要な事業活動の前提となっております。当該契約は期限の定めのない契約ですが、双方とも当該契約の終了を希望する日の90日前までに書面で相手方に通知した場合、当該契約は終了するものとなっております。また、解除条項に掲げる以下の事由が生じたときは、双方とも解除できるものとなっております。

- ・電気通信事業者でなくなったとき
- ・信用、名誉または信頼関係を毀損させる行為をなしたとき
- ・公序良俗に違反したとき
- ・破産、民事再生、会社更生の申出があったとき
- ・手形交換所の取引停止処分、差押または滞納処分を受けたとき
- ・営業の廃止または解散の決議をしたとき 等

本書提出日現在、当該契約の継続に支障を来す要因は発生しておりませんが、当該契約の継続に支障を来す要因が発生した場合には、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競合について

当社グループは、中小企業・個人事業主に対しより良いオフィス環境で事業活動を行って頂ける様、「オフィス」に特化したサービス・商材の提供を多数展開しております。

しかしながら、当社グループが提供する光コラボレーション・情報通信機器・LED照明器具・電気等を取り扱う企業は多数存在しており、また、新規参入も比較的容易であり、これら企業との競合が激化した場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(5) 事業に係るインフラについて

当社は、光コラボレーション事業者として、コールセンター、カスタマーセンター及び請求回収部門などを自社で開設、運営しております。コールセンターでは、テレアポ（電話による勧誘）から契約に至るまでを対応しております。アウトバウンド営業（当社からアプローチする営業）の要である営業スクリプト（台本）を確立し、オペレーターが早期に習熟できる体制を構築しております。また、カスタマーセンターでは、顧客からの問い合わせに対し、その場で顧客データベースと照合しながらリアルタイムで対応しております。併せて、顧客データベースを最新のものと更新しております。

しかしながら、「オフィス光119事業」の拡大に伴う、これらのインフラの強化・更新が対応できない場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(6) 顧客ニーズに応じたサービス・商材の提供について

当社グループは、中小企業・個人事業主に対しより良いオフィス環境で事業活動を行って頂ける様、「オフィス」に特化したサービス・商材の提供を多数展開しております。顧客である中小企業・個人事業主のニーズを適確に汲み、常に必要なサービス・商材を提案・提供していくことに努めております。

しかしながら、顧客ニーズに応じたサービス・商材の提供が期待通り行われない場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(7) 情報管理

当社グループは、事業運営に際して、顧客の機密情報や個人情報を取り扱っており、当該情報に係る社内規程に基づき、細心の注意を払って管理に努めております。

しかしながら、万が一、当社グループの関係者等の故意または過失により外部に流出した場合には、損害賠償請求を受けるリスクや社会的信用失墜により、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(8) 法的規制等について

当社グループの事業は、「電気通信事業法」、「特定商取引に関する法律」、「保険業法」等の法的規制を受けております。当社グループは、これらの法令等を遵守して、事業を運営しております。

しかしながら、法令違反が発生した場合、予期しない法令等の制定により当社グループの事業が何らかの制約を受けた場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは「古物営業法」に定める古物商の許可、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」に定める登録電気工事業者の登録を得ております。「古物営業法」で定める許可の取消し事由に該当した場合は許可の取消または営業の停止、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」で定める登録の取消し事由に該当した場合は登録の取消しとなる可能性があります。現状、当該許認可等の取消しとなる事由はありません。

しかしながら、何らかの事情により、許認可等の取消しが生じた場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(許認可等の状況)

①当社

許認可等の名称	監督官庁等	許認可登録番号	有効期限	関連法令	許認可等の取消事由	該当セグメント
古物商許可	三重県 公安委員会	551120076600	なし	古物営業法	同法第6条	オフィス光119、 オフィスソリューション
古物商許可	愛知県 公安委員会	541051003300	なし	古物営業法	同法第6条	オフィス光119、 オフィスソリューション
登録電気工事業者 (一般用電気工作物)	愛知県知事	260106	平成31年 4月15日 (5年ごとの更新)	電気工事業の 業務の適正化 に関する法律	同法第28条	オフィスソリューション

②株式会社岐阜レカム

許認可等の名称	監督官庁等	許認可登録番号	有効期限	関連法令	許認可等の取消事由	該当セグメント
古物商許可	岐阜県 公安委員会	531021190234	なし	古物営業法	同法第6条	オフィスソリューション
登録電気工事業者 (一般用電気工作物)	岐阜県知事	26088	平成31年 4月17日 (5年ごとの更新)	電気工事業の 業務の適正化 に関する法律	同法第28条	オフィスソリューション

③株式会社コムズ

許認可等の名称	監督官庁等	許認可登録番号	有効期限	関連法令	許認可等の取消事由	該当セグメント
古物商許可	東京都 公安委員会	305500007208	なし	古物営業法	同法第6条	オフィスソリューション

(9) 災害について

当社グループは、名古屋、新宿、札幌、広島及び福岡に分散し、コールセンターを有しております。

しかしながら、これらの地域及びその周辺で大規模な災害が発生し、ユーザーへの対応に支障をきたす事態が想定されるとともに、復旧のための多大な費用が必要となった場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(10) 人材の確保及び育成について

当社グループは、事業拡大に際して、優秀な人材の確保・育成が必要であると認識しております。このため、当社グループでは、新卒者及び中途採用者の採用活動の強化による人材の確保に加え、人材育成に向けた社員の階層に応じた研修等を積極的に進めていく方針であります。

しかしながら、こうした人材採用・人材育成が計画通り進まなかった場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(11) 内部管理体制について

当社グループは、事業拡大を図る上で内部管理体制の強化が不可欠であると認識しております。このため、今後の事業拡大に伴い内部管理体制の一層の強化を図っていく方針であります。

しかしながら、事業拡大に対して適時適切に組織的対応ができなかった場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(12) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長山本文彦は、当社グループの経営方針、経営戦略の決定及び推進において重要な役割を果たしております。当社グループでは役員及び幹部社員への権限の委譲、取締役会や経営会議等における情報の共有等を図り、特定人物に過度に依存しない体制の構築を進めております。

しかしながら何らかの理由によって、同氏が当社グループの経営に関与することが困難になった場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(13) 株式価値の希薄化について

当社は、業績向上への意欲を高めることを目的としてストック・オプション制度を採用し、当社グループの役員及び従業員に対し新株予約権を付与しております。これらの新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式は98,000株であり、発行済株式総数2,100,000株の4.7%に相当しております。

(14) 配当政策について

当社は、株主への利益配分を経営の重要課題の一つとして認識しております。しかしながら、当社は現在、経営基盤の強化、将来の事業展開のための投資等のために内部留保の充実を図り、一層の事業拡大と業績向上に資することを重視し、配当を実施しておりません。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態等を勘案しながら、株主に対して利益還元を実施する方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

(15) 税務上の繰越欠損金について

当社グループは、平成30年8月期末時点において税務上の繰越欠損金872,233千円が存在しております。

今後、当社グループの業績が順調に推移し、現存する税務上の繰越欠損金が解消され、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が発生する場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

a. 財政状態

第21期連結会計年度（自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日）

(資産)

当連結会計年度末の資産合計は5,487,942千円（前連結会計年度末比18.0%増）となりました。これは主に受取手形及び売掛金が273,229千円、有形固定資産が114,906千円、現金及び預金が165,636千円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当連結会計年度末の負債合計は3,007,453千円（前連結会計年度末比9.0%増）となりました。これは主に支払手形及び買掛金が171,930千円、未払金が80,126千円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産合計は2,480,489千円（前連結会計年度末比31.2%増）となりました。これは主に利益剰余金が578,183千円増加したこと等によるものであります。

第22期第1四半期連結累計期間（自 平成30年9月1日 至 平成30年11月30日）

(資産)

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は5,651,788千円（前連結会計年度末比3.0%増）となりました。これは主に現金及び預金が150,859千円、受取手形及び売掛金が129,884千円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は2,986,091千円（前連結会計年度末比0.7%減）となりました。これは主に支払手形及び買掛金が20,016千円、賞与引当金が29,450千円増加した一方、未払金が70,496千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は2,665,697千円（前連結会計年度末比7.5%増）となりました。これは主に利益剰余金が185,178千円増加したこと等によるものであります。

b. 経営成績

第21期連結会計年度（自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日）

当連結会計年度における我が国経済は、好調な企業業績を背景に、設備投資の持ち直しや、雇用・所得環境にも明るい兆しがみられるなど、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、原油価格の上昇や、米中の貿易摩擦懸念など、海外の政治・経済動向に不透明感も残りました。

当社グループの属する情報通信業界では、光回線サービスやLTEサービス、Wi-Fiなどのブロードバンドを活用したスマートフォン・タブレット端末などの様々な端末機器の普及とともに、クラウドサービスやビッグデータ、AI、IoT関連等の技術進歩に伴う新たなサービスの登場により法人及び個人消費者に対して幅広い変化が起きております。

このような事業環境の中、当社グループは中小企業・個人事業主を対象に光回線サービス、情報端末機器及び環境関連商品等の販売並びにインターネットサービスの提供等を行ってまいりました。

まず、主力である「オフィス光119事業」につきましては、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から「光コラボレーションモデル」として、光回線の卸売りを受け、エンドユーザーに当社オリジナルサービス「オフィス光119」の販売を行いました。また、顧客基盤の拡大についての取り組みとしては、ライフラインのセット割サービスを提供開始しました。「オフィス光119」を利用中の顧客が、電気等のライフラインサービスを併せて利用することで、「セット割引」を受容でき、拡販に一層注力するとともに、大容量のインターネットを利用する企業向けのプロバイダである「オフィスBB119 for ビジネス」へのアップグレードを行いました。中小企業におけるインターネット通信のトラフィックも携帯電話と同様に年々増加傾向であり大容量通信が不可欠であり、中小企業の需要に対応し、順次提供しております。

「オフィスソリューション事業」につきましては、LED照明器具、ビジネスホン、複合機、レンタルホームページサービス「レン太君」、電力自由化における電力小売サービスの取次を愛知・岐阜・三重の東海地方及び関東地方を中心に新規顧客の獲得を目指し、営業展開しました。また、電力会社を自由に選べる時代へ突

入したことに対する関心の高まりもあり、特に、強固な顧客基盤を活かし電力販売の取次に注力し、ライフラインサービスとのセット割を活かしたクロスセルを展開して顧客の囲い込みに取り組みました。

「ファイナンシャル・プランニング事業」につきましては、集客力の高い、地域密着型のショッピングセンター、ホームセンターへ出店し、立ち寄りやすさをモットーに家族で気軽に楽しめるイベントの企画、顧客のきめ細かなニーズに応える保険サービスの充実に努めました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高9,894,542千円（前年同期比24.9%増）、営業利益350,789千円（同577.3%増）、経常利益416,819千円（同177.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益578,183千円（同342.3%増）と増収増益となりました。

セグメント毎の概況は、次のとおりであります。

（オフィス光119事業）

オフィス光119事業におきましては、顧客との継続的な取引関係を基盤とするストック収益であることから、リテンション活動が重要であり、「オフィス光119」の契約後、初期フォローから定期フォローへと段階的に顧客への接触を行い、中小企業の課題を聴取し、個別に解決していくのと同時に、課題群を分析し、その分布と集積から、総合的なパッケージサービスの組み立てを行いました。見込顧客については、新設法人を中心としたリスト分析により、起業時に不可欠な事業用の電話番号の取得、インターネット、Wi-Fiスポット等の手続きが煩雑な通信サービスをワンストップで提供する効率的な通信環境の実現をセールスポイントとして打ち出し、顧客獲得に注力してまいりました。また、電気等のライフラインサービスにおけるクロスセル展開を図るため、「オフィス光119」の新規提案時及び既存顧客に対するフォロー時に電力等の提案を行いました（電気等の売上につきましては、「オフィスソリューション事業」にて計上されま

す。）。この結果、オフィス光119事業の売上高は8,118,601千円（前年同期比28.4%増）となり、セグメント利益は398,192千円（同275.6%増）となりました。

（オフィスソリューション事業）

オフィスソリューション事業におきましては、中小企業、個人事業主の顧客を中心に、電力小売りサービス、LED照明器具販売、レンタルホームページサービス「レン太君」、情報端末機器等を、当社と顧客との取引規模、関係性に応じて、販売を行いました。取引頻度が高い顧客に対しては、クロスセル活動を行い、事業のサイズ、成長ステージに合わせた的確な課題解決に係る提案を行い、効率的なオフィス環境の構築をサポートしました。また、電力・ガス自由化等のコスト削減を中心に、顕在的なコストメリットを打ち出しました。さらに、ライフラインサービスを軸に、エコソリューション（LED照明器具、省エネ商品等）やWebソリューションで集客、セキュリティ対策等の販促にて信頼関係の構築に努めてまいりました。

この結果、オフィスソリューション事業の売上高は、1,526,454千円（前年同期比13.9%増）となり、セグメント利益は298,977千円（同103.1%増）となりました。

（ファイナンシャル・プランニング事業）

ファイナンシャル・プランニング事業におきましては、FC展開における来店型保険ショップ「みつばちほけん」、「みつばち保険ファーム」を地域のショッピングセンター、ホームセンター等に展開し、地域密着を掲げ、保険のコンビニ的な立ち位置として気軽に相談できる店舗づくりを意識し、PR活動や各種イベントを実施しました。また、若年世帯からのニーズが高まっております、住宅・学資ローン等の相談に対し、適切な保険会社と保険商品の提案を実施するなどし、新たな顧客確保に取り組みました。一方、昭和橋通店の退店に伴う減収、人員増に伴う費用の増加が影響しました。

この結果、ファイナンシャル・プランニング事業の売上高は238,363千円（前年同期比4.8%減）となり、セグメント利益は39,838千円（同49.9%減）となりました。

第22期第1四半期連結累計期間（自平成30年9月1日至平成30年11月30日）

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、個人消費の持ち直し及び設備投資の増加等により、雇用・所得環境の改善が続き、緩やかな回復基調で推移したものの、海外経済の不確実性及び金融資本市場の変動の影響など不透明感も残りました。

当社グループの属する情報通信業界では、光回線サービスやWi-Fiなどのブロードバンド契約数が引き続き増加基調にあるものの、高速化、大容量化、セキュリティ強化等のニーズがより高まり、急増したデータ量への対応やセキュリティ対策が課題となっております。

このような事業環境の中、当社グループは中小企業・個人事業主を対象に光回線サービス、情報端末機器及び環境関連商品等の販売並びにインターネットサービスの提供等を行い、新たにライフラインのセット割引きをラインナップすることで、中小事業・個人事業主の潜在的ニーズの掘り起こしに取り組み、顧客データの緻密な分析による顧客満足度の向上に努めたところ、オフィス光119事業及びオフィスソリューション事業が好調に推移しており、全体として堅調に推移いたしました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高2,656,610千円、営業利益195,418千円、経常利益209,490千円、親会社株主に帰属する四半期純利益185,178千円となりました。

セグメント毎の概況は、次のとおりであります。

(オフィス光119事業)

新たに「オフィス光119」と電気等のライフラインサービスをセットにすることで「オフィス光119」の料金を割引するサービスを開始したことにより、「オフィス光119」の利用継続率が安定いたしました。(電気等の売上につきましては、「オフィスソリューション事業」にて計上されます。)

見込顧客については、新設法人を中心としたリスト分析により、通信だけでなく起業に伴い必要となる各種サービスもワンストップで提供することで、他社との差別化も進めてまいりました。さらにインターネットの高速通信を要望する顧客に対して、企業向け高速プロバイダの強化をし、提供に努めました。

この結果、オフィス光119事業の売上高は2,161,150千円となり、セグメント利益は125,582千円となりました。

(オフィスソリューション事業)

中小企業、個人事業主の顧客を中心に、年々複雑化するサイバー攻撃などの対策商品であるUTM機器と電気、LED照明器具と電気といったライフラインとのセット販売に注力したクロスセル活動が堅調に推移いたしました。「オフィス光119」の既存顧客を始めとする優良顧客に対しては、継続したリテンション活動を行い、オフィス環境改善のためのサポートに努め、信頼関係の構築に努めてまいりました。

この結果、オフィスソリューション事業の売上高は434,666千円となり、セグメント利益は163,903千円となりました。

(ファイナンシャル・プランニング事業)

地域に密着した気軽に相談できる店舗づくりを行い、平成30年10月にはアピタ名古屋北店を新規出店いたしました。また、店舗における教育・研修の強化によりライフプランナーの質の高いコンサルティングの提供を行う事で、成約率、単価が向上し堅調に推移いたしました。

この結果、ファイナンシャル・プランニング事業の売上高は57,332千円となり、セグメント利益は7,502千円となりました。

②キャッシュ・フローの状況

第21期連結会計年度(自平成29年9月1日至平成30年8月31日)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ155,615千円増加し、1,551,731千円(前年同期比11.1%増)となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、302,135千円(前連結会計年度は404,212千円の使用)となりました。これは、主に税金等調整前当期純利益539,815千円、仕入債務の増加額171,930千円、たな卸資産の減少額74,583千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、146,519千円(前連結会計年度は44,589千円の獲得)となりました。これは、主に保証金の差入による支出95,412千円、有形固定資産の取得による支出91,380千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増減はありません(前連結会計年度は200,000千円の獲得)。

③生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

該当事項はありません。

c. 仕入実績

第21期連結会計年度及び第22期第1四半期連結累計期間の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第21期 連結会計年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)	前年同期比 (%)	第22期第1四半期 連結累計期間 (自 平成30年9月1日 至 平成30年11月30日)
オフィス光119事業(千円)	5,455,045	132.7	1,494,963
オフィスソリューション事業(千円)	550,910	98.7	111,621
ファイナンシャル・プランニング事業(千円)	—	—	—
その他(千円)	—	—	—
合計(千円)	6,005,956	128.6	1,606,584

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

d. 販売実績

第21期連結会計年度及び第22期第1四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第21期 連結会計年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)	前年同期比 (%)	第22期第1四半期 連結累計期間 (自 平成30年9月1日 至 平成30年11月30日)
オフィス光119事業(千円)	8,118,601	128.4	2,161,150
オフィスソリューション事業(千円)	1,526,454	113.9	434,666
ファイナンシャル・プランニング事業(千円)	238,363	95.2	57,332
その他(千円)	11,123	100.8	3,461
合計(千円)	9,894,542	124.9	2,656,610

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

なお、文中の将来に関する事項は本書提出日現在において、判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者より一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらと異なることがあります。当社グループの連結財務諸表の作成にあたり重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績の分析

当社グループでは、中小企業・個人事業主のニーズを適確に汲み、必要なサービス・商材を提案・提供し、信頼を得ることが当社グループの成長に繋がると認識しております。この認識の下、当社グループでは、中小企業・個人事業主を対象として、オフィス環境の改善による収益向上に向け、見えない支えとなり、目に見える成果と価値を提供する存在を目指しております。

基幹事業である「オフィス光119事業」では、光回線に自社サービスを付加した当社オリジナルブランド「オフィス光119」の提供を積極的に推進し、当連結会計年度末での保有契約数は前連結会計年度末と比較し13,521件増加し86,348件となりました。なお、平成30年8月期における解約率（※）は0.78%となりました。

また、「オフィスソリューション事業」では、情報通信機器・LED照明器具・電気等の商材を提供しており、「オフィス光119」の既存顧客との継続した関係を構築していく活動の一環として、電気等のライフラインとのセット割を開始しました。

さらに「ファイナンシャル・プランニング事業」では、引き続き店舗毎の収益重視に努めました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は9,894,542千円、営業利益は350,789千円、経常利益は416,819千円、親会社株主に帰属する当期純利益は578,183千円となり、大幅な増収増益となりました。

（※）平成29年9月から平成30年8月における月間解約率（該当月の解約数÷該当月の末日の保有件数）の平均

b. 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c. 経営戦略の現状と見通し

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

d. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの事業活動における資金需要の主なものは、当社グループの主たる事業である「オフィス光119事業」に係る光回線の仕入に伴う費用に加え、人件費等の販売費及び一般管理費等があります。これらの資金需要に対して安定的な資金供給を行うための財源については、主に内部資金により確保しております。

4 【経営上の重要な契約等】

契約会社	相手先の名称	契約の名称	契約期間
提出会社	東日本電信電話株式会社	光コラボレーションモデルに関する契約	自 平成27年3月25日 期限なし
提出会社	西日本電信電話株式会社	光コラボレーションモデルに関する契約	自 平成27年2月27日 期限なし

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第21期連結会計年度（自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日）

当社グループの当連結会計年度における設備投資の総額は116,595千円であり、その主なものは、当社名古屋支店（名古屋市中西区）の移転（48,004千円）及び通信機器の新規購入（42,703千円）であります。主要な設備は各セグメントが共有しているものが含まれるため、セグメント別の設備投資の記載を省略しております。

なお、「オフィス光119事業」及び「オフィスソリューション事業」を営んでおります当社旧名古屋支店（名古屋市中村区）の造作及び通信機器の除却（帳簿価額6,724千円）を行っております。

第22期第1四半期連結累計期間（自 平成30年9月1日 至 平成30年11月30日）

当社グループの当第1四半期連結累計期間における設備投資の総額は4,888千円であり、その主なものは、「ファイナンシャル・プランニング事業」を営んでおりますみつばちほけんアピタ名古屋北店の新規出店（2,803千円）であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成30年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	工具、器具 及び備品	その他	合計	
本社 (三重県四日市市)	全社共通	本社機能	11,121	11,199	89,077 (1,278.95)	1,561	—	112,959	14 (4)
札幌コールセンタ (札幌市中央区)	オフィス光 119事業	販売業務	5,665	—	— (—)	1,602	—	7,267	52 (60)
新宿支店 (東京都新宿区)	オフィス光 119事業 オフィスソリ ューション事 業	支店機能	0	—	— (—)	0	—	0	7 (1)
名古屋支店 (名古屋市中西区)	オフィス光 119事業 オフィスソリ ューション事 業	支店機能	74,183	197	— (—)	40,159	—	114,540	173 (76)
広島営業所 (広島市中区)	オフィス光 119事業	販売業務	0	—	— (—)	0	—	0	7 (23)
福岡営業所 (福岡市中央区)	オフィス光 119事業	販売業務	0	—	— (—)	0	—	0	12 (28)
みつばち保険ファーム 名古屋みなと店他6店 舗	ファイナンシ ャル・プラン ニング事業	販売業務	1,162	—	— (—)	28	—	1,190	23 (1)
リエス那古野 (名古屋市中西区)	その他	不動産賃貸	34,311	1,788	89,757 (252.91)	0	—	125,857	— (—)
ラグーナバイコート倶 楽部 (愛知県蒲郡市)	全社共通	福利厚生	—	—	— (—)	—	8,572	8,572	— (—)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. コールセンタ・支店等の建物は賃借しており、年間賃借料は113,885千円であります。
 4. 帳簿価額のうち「その他」は、建設仮勘定を含んでおります。
 5. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。

(2) 国内子会社

平成30年8月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	工具、器具 及び備品	その他	合計	
㈱岐阜レカム	岐阜支店 (岐阜県岐阜 市)	オフィスソ リユーショ ン事業	販売業務 (注) 3	1,685	1,311	— (—) [1,332]	9	—	3,005	14 (1)
㈱コムズ	本社 (東京都新宿 区)	オフィスソ リユーショ ン事業	本社機能 販売業務 (注) 4	—	253	— (—)	0	—	253	13 (1)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. ㈱岐阜レカム岐阜支店の土地、建物は賃借しており、賃借している土地の面積については〔 〕で外書きしております。年間賃借料は7,742千円であります。
 4. ㈱コムズ本社の設備は提出会社から賃借しており、年間賃借料は9,136千円であります。
 5. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】 (平成31年1月31日現在)

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

(注) 平成30年11月27日開催の取締役会決議により、平成30年12月14日付で株式分割に伴う定款の変更が行なわれ、発行可能株式総数は7,960,000株増加し、8,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,100,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,100,000	—	—

(注) 1. 平成30年11月27日開催の取締役会決議により、平成30年12月14日付で普通株式1株を200株に分割しております。これにより発行済株式総数は2,089,500株増加し、2,100,000株となっております。

2. 平成30年11月27日開催の取締役会決議により、平成30年12月14日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第4回新株予約権（平成30年6月15日臨時株主総会決議及び平成30年6月15日取締役会決議）

決議年月日	平成30年6月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 子会社取締役 2 当社従業員 15
新株予約権の数（個）※	500 [490]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 500 [98,000]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	211,000 [1,055]（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 平成32年6月20日 至 平成40年6月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 211,000 [1,055] 資本組入額 105,500 [527.5]
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（平成30年8月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成31年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的である株式数は、1 株であります。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない株式数についてのみ行われ、調整の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として公募増資及び新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（総称して以下、「合併等」という。）を行う場合、その他株式数を調整することが適切な場合は、合理的な範囲内で株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権の割当日後に、時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として公募増資及び新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により 1 株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行」は「自己株式の処分」とそれぞれ読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権の割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他 1 株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は合理的な範囲で 1 株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. ①新株予約権 1 個の一部行使はできないものとする。
②新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社、当社子会社または関連会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了による退任、定年退職その他正当な理由による場合はこの限りではないこととする。
③新株予約権の相続はこれを認めないものとする。
④新株予約権の質入れその他一切の処分は認められない。
⑤その他の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるとおりとする。
4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、次のとおりであります。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができるものとする。
②当社は、新株予約権の割当てを受けた者が（注）3 に定める新株予約権の行使の条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができるものとする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑦再編対象会社による新株予約権の取得
(注)4に準じて決定する。

6. 平成30年11月27日開催の取締役会決議により、平成30年12月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 付与対象者の退職による権利の喪失、子会社取締役の退任(当社従業員になっております。)により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役3名、子会社取締役1名、当社従業員は15名となっております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成30年12月14日 (注)	2,089,500	2,100,000	—	65,972	—	55,972

(注)株式分割(1:200)によるものであります。

(4)【所有者別状況】

平成31年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	2	—	—	8	11	—
所有株式数 (単元)	—	400	—	2,200	—	—	18,400	21,000	—
所有株式数の割 合(%)	—	1.90	—	10.48	—	—	87.62	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成31年1月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,100,000	21,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,100,000	—	—
総株主の議決権	—	21,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益配分を経営の重要課題の一つと認識しております。しかしながら、当社は現在、経営基盤の強化、将来の事業展開のための投資等のために内部留保の充実を図り、一層の事業拡大と業績向上に資することを重視し、配当を実施しておりません。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態等を勘案しながら、株主に対して利益還元を実施する方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、経営基盤の強化及び事業の拡大を実現させるための財源として利用していく予定であります。

当社は剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、決定機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	—	山本 文彦	昭和44年 12月22日生	平成5年4月 ㈱光通信入社 平成9年12月 ㈱東名三重(現 当社)設立 代表取締役社長(現任) 平成17年4月 ㈱岐阜レカム代表取締役社長 (現任) 平成26年11月 ㈱コムズ取締役(現任)	(注) 3	1,729,600
常務取締役	営業本部長	日比野直人	昭和48年 8月24日生	平成4年4月 三菱レイヨン㈱入社 平成4年8月 ㈱光通信入社 平成12年1月 当社入社、岐阜支店支店長 平成12年11月 当社取締役 平成13年2月 当社取締役営業本部長 平成16年11月 当社取締役営業本部長 平成17年4月 ㈱岐阜レカム取締役(現任) 平成17年5月 当社常務取締役営業本部長(現任) 平成26年11月 ㈱コムズ代表取締役社長(現任)	(注) 3	56,000
取締役	E S 事業部担当	直井 慎一	昭和50年 9月14日生	平成8年1月 ㈱光通信入社 平成9年10月 ㈱ボワ・エ・デュボン入社 平成12年2月 ㈱コールトゥウェブ入社 平成14年3月 当社入社 平成19年11月 当社取締役 平成28年11月 当社取締役E S 事業部担当(現任)	(注) 3	14,000
取締役	管理本部長	関山 誠	昭和46年 7月30日生	平成9年4月 杉浦会計事務所(現 葵総合税理士 法人)入所 平成17年8月 当社入社、経理部マネージャー 平成27年11月 当社取締役管理本部長(現任)	(注) 3	10,000
取締役	—	伊東 正晴	昭和55年 9月15日生	平成21年12月 弁護士登録 平成23年4月 名古屋大学法科大学院 非常勤講師(現任) 平成30年2月 グランツ法律事務所開設、所長(現 任) 平成30年11月 当社取締役(現任)	(注) 3	—
常勤監査役	—	志水 義彦	昭和31年 11月12日生	昭和54年4月 ㈱丸麦入社 平成10年8月 ㈱ケー・イー・シー入社 平成14年7月 クリーン開発㈱転籍 平成18年7月 ㈱トーシン監査役 平成23年8月 当社常勤監査役(現任)	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	渡邊 誠人	昭和37年 2月4日生	昭和63年10月 サンワ・等松青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 平成2年10月 サンアイ監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 平成4年8月 公認会計士・税理士登録 平成13年4月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）三重事務所代表社員 平成17年4月 公認会計士渡邊誠人事務所開設、所長（現任） 税理士法人ACT設立、代表社員（現任） ACT CONSULTING株式会社設立、代表取締役（現任） 平成17年11月 当社監査役（現任） 平成22年6月 ㈱ファインシンター監査役（現任） 平成25年6月 太陽化学㈱監査役（現任）	(注) 4	200
監査役	—	葉山 憲夫	昭和34年 7月8日生	昭和59年4月 自動車ニッポン新聞社入社 昭和62年4月 物流産業新聞社入社 平成元年4月 ㈱コア入社 平成6年7月 葉山社会保険労務士事務所開設、所長（現任） 平成26年11月 当社監査役（現任） 平成28年5月 ㈱医用工学研究所監査役（現任） 平成28年8月 シェアリングテクノロジー㈱監査役 平成30年6月 ㈱コプロ・ホールディングス取締役（現任）	(注) 4	—
計						1,809,800

- (注) 1. 取締役伊東正晴は、社外取締役であります。
2. 監査役志水義彦、渡邊誠人及び葉山憲夫は、社外監査役であります。
3. 平成30年11月27日開催の定時株主総会の終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成30年11月27日開催の定時株主総会の終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、長期的な企業価値の向上を図り、株主をはじめとするステークホルダーへの利益還元には、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が重要な経営課題と認識しております。コンプライアンス意識を徹底するとともに、経営環境に柔軟に対応できる業務執行体制、牽制がとれた監督・監査体制を確立・強化し、経営の効率性、健全性、透明性及び公平性を高めていく方針であります。高い企業倫理と遵法精神による社会からのゆるぎない信頼の獲得に向け対応してまいります。

①会社機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ. 会社の機関の基本説明

a. 取締役会

取締役会は取締役5名（うち、社外取締役1名）で構成され、原則、毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令で定められた事項、経営に係る重要事項を決議するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

b. 監査役会

監査役会は監査役3名（全員が社外監査役）で構成され、原則、毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。監査役会では、監査に係る重要事項について協議、決議等を行っております。監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見陳述を行い、常に取締役を監視できる体制となっております。

c. 経営会議

経営会議は、常勤取締役、常勤監査役で構成され、原則、毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。経営会議で、経営等に関する重要事項を適切・迅速に審議し、当該重要事項の円滑な執行を図っております。

d. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は管理本部長を委員長とし、全ての部署及び全ての子会社から任命された委員で構成され、原則四半期ごとに開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスに係る事項の検討、審議を行い、当社グループにおけるコンプライアンス体制の構築を図っております。

e. 内部監査室

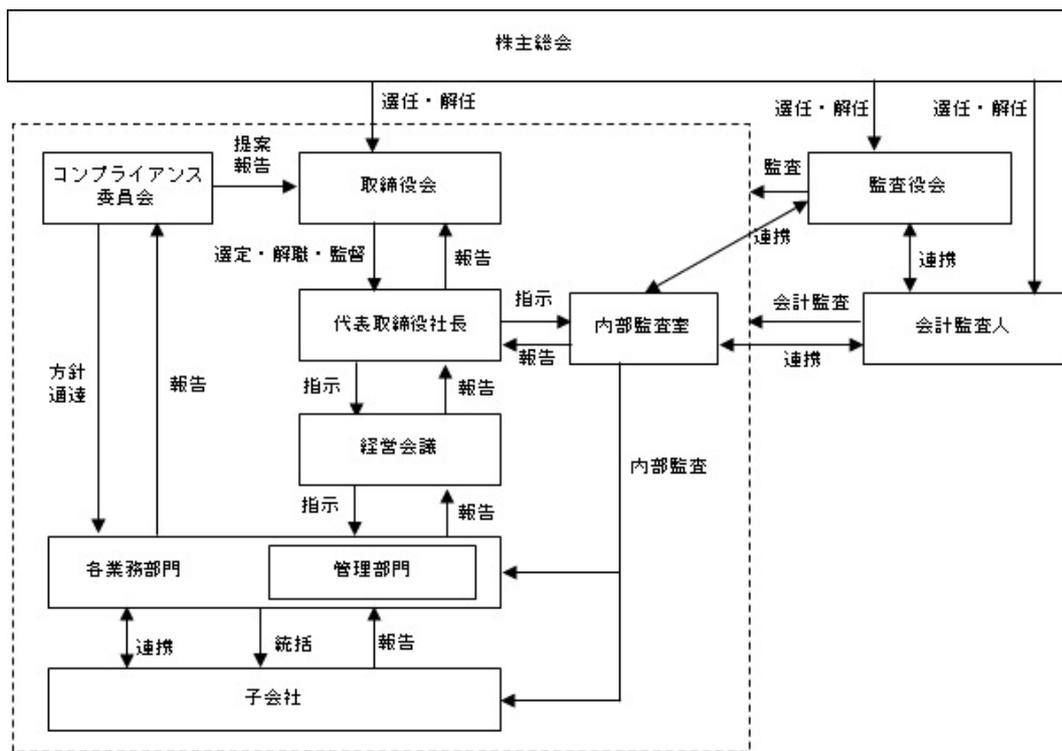
内部監査は代表取締役社長直属の内部監査室を設置し、内部監査室長（1名）で構成され、内部監査計画書に基づき、不正、誤謬の未然防止、正確な情報の提供、財産の保全、業務活動の改善向上を図り、経営効率の増進に資することを目的とし実施しております。

f. 会計監査人

会計監査人として仰星監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

ロ. 当社のコーポレート・ガバナンス体制とその採用理由

当社は、透明性・健全性の確保、環境変化に迅速に対応するため、現在の体制を採用しております。業務執行に対しては、取締役会による監督と監査役による監査を行っております。また、社外取締役（1名）及び社外監査役（3名）は、客観的、中立的な立場からの助言・提言等を行い、監視・監督機能の強化を図っております。



ハ、内部統制システムの整備の状況

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき運営しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 法令・定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス方針」を制定し、全社に周知・徹底することにより、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - (b) 内部通報規程を適切に運用することにより、内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
 - (c) 当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求があった場合には、反社会的勢力排除規程に基づき総務部を対応主管部署とし、警察や弁護士等の外部専門機関と連携を取りながら断固としてこれを拒絶する。
 - (d) 代表取締役社長が直轄する内部監査室を置き、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程などの規程に基づき、管理本部が適切に保存及び管理を行う。
 - (b) 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスク管理及び対策についてはリスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づき、管理本部長を議長とするコンプライアンス委員会及び取締役会において審議を行い、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
 - (b) 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速対処するものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - (b) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - (c) 常勤取締役及び常勤監査役を構成員とする経営会議を実施し、職務執行における重要事項に関する報告、協議を行なう。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (a) 管理本部が管理担当となり、関係会社管理規程に基づき、関係会社管理を行う。また、職務権限規程に基づき、親子間で利益相反が生じる取引、重要な人事等の子会社で決議すべき重要事項を除き、子会社の重要な決裁事項は当社にて行う。

- (b) 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、管理本部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
- (c) 内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社グループの内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。
- (6) 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- (7) 監査役が職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 監査役が職務を補助する使用人の任命、異動、人事考課、処罰等については、監査役会の意見を聴取し、尊重するものとする。
 - (b) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
- (8) 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (a) 当社グループの取締役及び使用人等は、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとする。
 - ①当社グループの経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上に係る諸問題
 - ②その他当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事象
 - (b) 監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
- (9) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
 - (a) 当社グループは、監査役が職務の執行について生ずる費用については速やかに支払う。
 - (b) 監査役が必要に応じ会計監査人・弁護士等などの外部専門家に相談する場合、その費用を負担する。
- (10) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - (b) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 - (c) 監査役は、取締役会の他、経営会議その他の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに必要な意見を述べることができる。

ニ、リスク管理体制の整備状況

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制の整備及び維持並びに向上を図っております。経営に悪影響を与える事項、またはそのおそれのある事項を、各業務部門からの情報収集をもとに、コンプライアンス委員会等において共有し、リスクの早期発見及び防止に努めております。また、必要に応じて、弁護士等の専門家から指導・助言等を受ける体制を構築しております。

ホ、内部監査及び監査役監査の状況

当社は、代表取締役社長直属の部署として内部監査室を設置し、内部監査室長（1名）が、内部監査規程に基づき内部監査計画書を策定し、当社の全部門並びに子会社に対して内部監査を実施しております。

監査役（常勤監査役1名、非常勤監査役2名）は、監査計画に基づく監査を行うとともに、取締役会への出席や重要書類の閲覧を通じて取締役の業務執行と会社経営の適法性等を監視しております。

内部監査室と監査役は、相互に監査計画書や監査書類の閲覧や聴取により緊密に情報交換を行うとともに、重要な会議に出席することによって情報の共有を図っております。また、内部監査室、監査役及び会計監査人は、相互に連携を図るため、定期的に情報・意見交換を行い監査の有効性・効率性を高めております。

ヘ、社外取締役と社外監査役との関係

当社は、社外取締役を1名、社外監査役を3名選任しております。

社外取締役伊東正晴氏は、弁護士としての知見を有し、客観的、中立的立場から適切な助言・提言等を頂けると判断し、選任しております。社外監査役志水義彦氏は他社での監査役として培われた幅広い見識を有し、また、社外監査役渡邊誠人氏は公認会計士・税理士としての知見、社外監査役葉山憲夫氏は社会保険労務士としての知見を有しており、各々、客観的、中立的な立場から適切な助言・提言を頂けると判断し、選任しております。

当社と社外取締役及び社外監査役との間に人的関係、資金的関係、取引関係及びその他の利害関係は、社外監査役渡邊誠人氏が当社株式を200株（議決権割合0.01%）所有していることを除いてありません。当社と社外取締役及び社外監査役を選任するための基準または方針は特段定めておりませんが、当社との関係、経験等を踏まえ、当社からの独立性が確保できることを前提に判断しております。

ト. 会計監査の状況

当社は、仰星監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けておりますが、同監査法人及び監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務にかかる補助者の構成は以下のとおりであります。なお、継続監査年数はいずれも7年以下であるため記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 三宅恵司

指定社員 小出修平

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 13名

その他 3名

② 役員の報酬等

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	119,013	119,013	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	9,900	9,900	—	—	—	3

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成30年11月27日開催の定時株主総会において年額300,000千円以内と決議しております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成17年5月31日開催の臨時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。

ロ. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 役員報酬等の額の決定に関する方針

役員報酬等は、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各役員の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の決議にて決定しております。

③ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 3銘柄

貸借対照表計上額の合計額 34,704千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額、及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
レカム㈱	24,000	2,712	取引関係の維持・強化
㈱ビジョン	6,000	15,480	取引関係の維持・強化

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
レカム㈱	24,000	6,264	取引関係の維持・強化
㈱ビジョン	6,000	28,440	取引関係の維持・強化

④取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするために、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる旨を定款で定めております。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。

⑥取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

⑦取締役及び監査役の選任決議の要件

当社は、取締役及び監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する旨を定款で定めております。

また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑧株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑩自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得できる旨を定款で定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	8,000	—	9,500	—
連結子会社	—	—	—	—
計	8,000	—	9,500	—

②【その他重要な報酬の内容】

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

該当事項はありません。

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

該当事項はありません。

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人の監査方針、監査内容、監査日数、監査業務に携わる人数等を勘案し、監査法人との協議及び監査役会の同意を得たうえで、決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成28年9月1日から平成29年8月31日まで）及び当連結会計年度（平成29年9月1日から平成30年8月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成28年9月1日から平成29年8月31日まで）及び当事業年度（平成29年9月1日から平成30年8月31日まで）の財務諸表について、仰星監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成30年9月1日から平成30年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年9月1日から平成30年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、仰星監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表を適切に作成できる体制を整備するため、監査法人等が主催する研修会等への参加や会計専門書の定期購読を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年8月31日)	当連結会計年度 (平成30年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,705,662	1,871,298
受取手形及び売掛金	2,337,758	2,610,988
商品及び製品	9,306	4,745
原材料及び貯蔵品	79,349	92,143
その他	65,667	280,180
貸倒引当金	△25,540	△35,302
流動資産合計	4,172,203	4,824,054
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	165,995	199,890
減価償却累計額	△103,981	△75,565
建物及び構築物 (純額)	62,013	124,325
機械装置及び運搬具	22,576	25,654
減価償却累計額	△17,326	△11,100
機械装置及び運搬具 (純額)	5,249	14,553
工具、器具及び備品	118,276	76,299
減価償却累計額	△109,794	△33,012
工具、器具及び備品 (純額)	8,482	43,287
土地	178,921	178,835
建設仮勘定	—	8,572
有形固定資産合計	254,667	369,574
無形固定資産	3,797	1,875
投資その他の資産		
投資有価証券	81,761	34,704
繰延税金資産	11,426	67,325
その他	125,053	190,407
投資その他の資産合計	218,240	292,437
固定資産合計	476,706	663,887
資産合計	4,648,909	5,487,942

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年8月31日)	当連結会計年度 (平成30年8月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	885,033	1,056,964
短期借入金	※ 200,000	※ 200,000
未払金	249,081	329,208
未払法人税等	9,420	20,181
賞与引当金	35,018	42,078
販売促進引当金	15,776	9,909
店舗閉鎖損失引当金	—	796
資産除去債務	—	212
その他	126,595	94,676
流動負債合計	1,520,925	1,754,026
固定負債		
社債	1,200,000	1,200,000
資産除去債務	23,745	46,346
繰延税金負債	7,042	—
その他	7,079	7,079
固定負債合計	1,237,867	1,253,426
負債合計	2,758,792	3,007,453
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,972	65,972
資本剰余金	55,972	55,972
利益剰余金	1,756,651	2,334,835
株主資本合計	1,878,595	2,456,779
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	11,520	23,709
その他の包括利益累計額合計	11,520	23,709
純資産合計	1,890,116	2,480,489
負債純資産合計	4,648,909	5,487,942

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間
(平成30年11月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,022,158
受取手形及び売掛金	2,740,872
商品及び製品	5,817
原材料及び貯蔵品	111,196
その他	134,168
貸倒引当金	△24,438
流動資産合計	4,989,775
固定資産	
有形固定資産	369,270
無形固定資産	1,714
投資その他の資産	
投資有価証券	34,746
繰延税金資産	67,313
その他	188,968
投資その他の資産合計	291,027
固定資産合計	662,013
資産合計	5,651,788
負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	1,076,980
短期借入金	※ 200,000
未払金	258,712
未払法人税等	24,543
賞与引当金	71,528
販売促進引当金	7,018
その他	93,975
流動負債合計	1,732,758
固定負債	
社債	1,200,000
資産除去債務	47,008
その他	6,323
固定負債合計	1,253,332
負債合計	2,986,091
純資産の部	
株主資本	
資本金	65,972
資本剰余金	55,972
利益剰余金	2,520,014
株主資本合計	2,641,958
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	23,738
その他の包括利益累計額合計	23,738
純資産合計	2,665,697
負債純資産合計	5,651,788

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
売上高	7,924,639	9,894,542
売上原価	4,875,555	6,233,288
売上総利益	3,049,083	3,661,253
販売費及び一般管理費	※1 2,997,294	※1 3,310,464
営業利益	51,789	350,789
営業外収益		
受取利息	3,340	3,549
受取配当金	24	24
債務等決済差益	103,951	82,816
投資有価証券売却益	3,778	—
その他	2,626	6,759
営業外収益合計	113,721	93,149
営業外費用		
支払利息	10,185	10,289
デリバティブ評価損	4,821	13,800
有価証券売却損	—	2,257
その他	203	771
営業外費用合計	15,210	27,119
経常利益	150,299	416,819
特別利益		
固定資産売却益	—	※2 4,746
移転補償金	—	※3 116,236
資産除去債務戻入益	—	7,224
特別利益合計	—	128,207
特別損失		
固定資産売却損	—	※4 1,654
固定資産除却損	※5 31	※5 169
減損損失	※6 6,090	※6 2,591
店舗閉鎖損失引当金繰入額	—	796
特別損失合計	6,122	5,211
税金等調整前当期純利益	144,177	539,815
法人税、住民税及び事業税	21,223	28,897
法人税等調整額	△7,782	△67,265
法人税等合計	13,441	△38,367
当期純利益	130,735	578,183
親会社株主に帰属する当期純利益	130,735	578,183

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
当期純利益	130,735	578,183
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7,870	12,188
その他の包括利益合計	※ 7,870	※ 12,188
包括利益	138,605	590,372
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	138,605	590,372

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年9月1日 至平成30年11月30日)
売上高	2,656,610
売上原価	1,659,466
売上総利益	997,143
販売費及び一般管理費	801,724
営業利益	195,418
営業外収益	
受取利息	679
債務等決済差益	14,885
その他	1,058
営業外収益合計	16,622
営業外費用	
支払利息	2,550
営業外費用合計	2,550
経常利益	209,490
特別損失	
固定資産除却損	0
特別損失合計	0
税金等調整前四半期純利益	209,490
法人税等	24,312
四半期純利益	185,178
親会社株主に帰属する四半期純利益	185,178

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年9月1日 至平成30年11月30日)
四半期純利益	185,178
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	29
その他の包括利益合計	29
四半期包括利益	185,207
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	185,207

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	65,972	55,972	1,625,916	1,747,860
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			130,735	130,735
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）				
当期変動額合計	—	—	130,735	130,735
当期末残高	65,972	55,972	1,756,651	1,878,595

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差 額金	その他の包括利益累計 額合計	
当期首残高	3,650	3,650	1,751,510
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純利益			130,735
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	7,870	7,870	7,870
当期変動額合計	7,870	7,870	138,605
当期末残高	11,520	11,520	1,890,116

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	65,972	55,972	1,756,651	1,878,595
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			578,183	578,183
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）				
当期変動額合計	—	—	578,183	578,183
当期末残高	65,972	55,972	2,334,835	2,456,779

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差 額金	その他の包括利益累計 額合計	
当期首残高	11,520	11,520	1,890,116
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純利益			578,183
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	12,188	12,188	12,188
当期変動額合計	12,188	12,188	590,372
当期末残高	23,709	23,709	2,480,489

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	144,177	539,815
減価償却費	17,129	22,386
賞与引当金の増減額 (△は減少)	6,288	7,060
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△13,011	9,761
販売促進引当金の増減額 (△は減少)	7,705	△5,866
受取利息及び受取配当金	△3,364	△3,573
投資有価証券売却損益 (△は益)	△3,778	—
債務等決済差益	△103,951	△82,816
支払利息	10,185	10,289
有価証券売却損益 (△は益)	—	2,257
デリバティブ評価損益 (△は益)	4,821	13,800
固定資産売却益	—	△4,746
移転補償金	—	△116,236
資産除去債務戻入益	—	△7,224
固定資産売却損	—	1,654
固定資産除却損	31	169
減損損失	6,090	2,591
売上債権の増減額 (△は増加)	△815,132	△273,229
たな卸資産の増減額 (△は増加)	31,310	74,583
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	51,450	△57,850
仕入債務の増減額 (△は減少)	248,214	171,930
未払金の増減額 (△は減少)	△2,539	54,912
未払消費税等の増減額 (△は減少)	80,039	△31,147
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△47,074	△1,329
その他	△2,769	△892
小計	△384,175	326,298
利息及び配当金の受取額	3,715	4,161
利息の支払額	△10,214	△10,326
法人税等の支払額	△13,537	△17,998
営業活動によるキャッシュ・フロー	△404,212	302,135
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△106,049	△68,021
定期預金の払戻による収入	106,000	58,000
有形固定資産の取得による支出	△20,275	△91,380
有形固定資産の売却による収入	—	8,108
有価証券の売却による収入	—	47,510
投資有価証券の売却による収入	63,630	—
保証金の差入による支出	△646	△95,412
保証金の回収による収入	2,723	4,380
支店移転による支出	—	△9,650
資産除去債務の履行による支出	△720	—
その他	△72	△53
投資活動によるキャッシュ・フロー	44,589	△146,519
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	200,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	200,000	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△159,622	155,615
現金及び現金同等物の期首残高	1,555,738	1,396,116
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,396,116	※ 1,551,731

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

株式会社岐阜レカム

株式会社コムズ

当連結会計年度において、株式会社あっとサポートは清算終了したため、連結の範囲から除外しております。ただし、清算終了までの損益計算書については連結しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ たな卸資産

商品につきましては、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。また、貯蔵品につきましては、最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年から31年

工具、器具及び備品 4年から20年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 販売促進引当金

販売促進を目的として行うキャンペーンにより発生するキャッシュバックの支出に充てるため、将来発生見込額を販売促進引当金として計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

株式会社岐阜レカム

株式会社コムズ

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ たな卸資産

商品につきましては、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。また、貯蔵品につきましては、最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年から31年

工具、器具及び備品 4年から20年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 販売促進引当金

販売促進を目的として行うキャンペーンにより発生するキャッシュバックの支出に充てるため、将来発生見込額を販売促進引当金として計上しております。

ニ 店舗閉鎖損失引当金

期末日までに閉店又は閉店の意思決定があった場合、期末日後の損失発生見込額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいては、IFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取り扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

平成34年8月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の早期適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)が当連結会計年度末に係る連結財務諸表から適用できるようになったことに伴い、当連結会計年度から税効果会計基準一部改正を適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」が9,865千円減少し、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」が9,865千円増加しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(追加情報)

前連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

当連結会計年度(自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※ 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社及び連結子会社(㈱岐阜レカム、㈱コムズ)においては、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年8月31日)	当連結会計年度 (平成30年8月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,820,000 千円	1,820,000 千円
借入実行残高	200,000	200,000
差引額	1,620,000	1,620,000

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
給料及び手当	834,648 千円	1,018,212 千円
雑給	518,139	483,077
退職給付費用	14,768	17,386
貸倒引当金繰入額	△9,660	28,750
賞与引当金繰入額	35,018	42,078
販売促進引当金繰入額	15,776	9,909

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
機械装置及び運搬具	— 千円	4,465 千円
工具、器具及び備品	—	281
計	—	4,746

※3 移転補償金の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)

当社において、都市計画に伴う事業拠点の移転要請により、補償金の受領を合意しております。受領金額より移転費用や固定資産除却損を控除した金額を特別利益として計上しております。

※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
建物及び構築物	— 千円	1,654 千円
計	—	1,654

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
建物及び構築物	— 千円	169 千円
機械装置及び運搬具	—	0
工具、器具及び備品	31	—
計	31	169

※6 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

場所	用途	種類	減損損失
新宿支店 (東京都新宿区)	コールセンターの設備	建物及び構築物	4,985 千円
		工具、器具及び備品	107
広島営業所 (広島県広島市中区)	コールセンターの設備	建物及び構築物	523
		工具、器具及び備品	366
		ソフトウェア	107
		合計	6,090

当社グループは、原則として、事業用資産については各地域に所在する拠点を基準としてグルーピングを行っております。

新宿支店及び広島営業所につきましては、将来の回収可能性を検討した結果、主要な資産の残存年数では、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失 (6,090千円) として特別損失として計上しました。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、備忘価額で評価しております。

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

当連結会計年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)

場所	用途	種類	減損損失
広島営業所 (広島県広島市中区)	コールセンターの設備	工具、器具及び備品	331 千円
福岡営業所 (福岡県福岡市中央区)	コールセンターの設備	建物及び構築物	1,325
		工具、器具及び備品	903
		ソフトウェア	31
		合計	2,591

当社グループは、原則として、事業用資産については各地域に所在する拠点を基準としてグルーピングを行っております。

広島営業所及び福岡営業所につきましては、将来の回収可能性を検討した結果、主要な資産の残存年数では、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失 (2,591千円) として特別損失として計上しました。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、備忘価額で評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	13,805千円	22,446千円
組替調整額	—	—
税効果調整前	13,805	22,446
税効果額	△5,934	△10,258
その他有価証券評価差額金	7,870	12,188
その他の包括利益合計	7,870	12,188

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数 (株)	当連結会計年度増 加株式数 (株)	当連結会計年度減 少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	10,500	—	—	10,500
合計	10,500	—	—	10,500
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数 (株)	当連結会計年度増 加株式数 (株)	当連結会計年度減 少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	10,500	—	—	10,500
合計	10,500	—	—	10,500
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第4回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)	—	—	—	—	—	—

(注) 当社は未公開企業であり、付与時の単価当たりの本源的価値は0円であるため、当連結会計年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
現金及び預金勘定	1,705,662 千円	1,871,298 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△309,545	△319,567
現金及び現金同等物	1,396,116	1,551,731

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成28年9月1日 至平成29年8月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。また、資金運用については流動性が高く元本返還が確実であると判断した金融資産で運用しております。デリバティブ取引は余剰資金運用目的の範囲内で、特性を評価し安全性が高いと判断された複合金融商品のみを選択しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。

また、組込デリバティブ取引は将来の為替変動に伴う元本毀損リスクを有しております。

営業債務である買掛金、未払金はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は短期的な運転資金の調達、社債は設備投資資金の調達に伴うものでありますが、いずれも支払金利は固定金利であるため、金利の変動リスクには晒されておられません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って、取引における不良債権の発生防止、優良取引先の選別、取引基盤の強化等リスクの低減を図っております。また、販売管理規程に沿って、取引先ごとに債権の期日及び残高を管理しております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する株式であり、上場株式については四半期毎に把握された時価が取締役に報告されております。

また、組込デリバティブ取引の相手方は、信用度の高い金融機関であり、相手方の契約の不履行から生ずる信用損失の発生は予想しておりません。

営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループは各部署からの報告に基づき、適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,705,662	1,705,662	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,337,758	2,337,758	—
(3) 投資有価証券	81,761	81,761	—
資産計	4,125,181	4,125,181	—
(1) 支払手形及び買掛金	885,033	885,033	—
(2) 短期借入金	200,000	200,000	—
(3) 未払金	249,081	249,081	—
(4) 社債	1,200,000	1,202,106	2,106
負債計	2,534,115	2,536,221	2,106

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

- なお、組込デリバティブの時価を区分して測定できない複合金融商品は、複合金融商品自体を時価評価し、(3) 投資有価証券に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成29年8月31日)
非上場株式	0

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,705,662	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,337,758	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期がある もの				
債券(社債)	—	63,569	—	—
合計	4,043,420	63,569	—	—

4. 社債及び短期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	—	—	—	—	—
社債	—	—	400,000	800,000	—	—
合計	200,000	—	400,000	800,000	—	—

当連結会計年度（自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。また、資金運用については流動性が高く元本返還が確実であると判断した金融資産で運用しております。デリバティブ取引は余剰資金運用目的の範囲内で、特性を評価し安全性が高いと判断された複合金融商品のみを選択しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。

また、組込デリバティブ取引は将来の為替変動に伴う元本毀損リスクを有しております。なお、当連結会計年度末において債券は保有しておりません。

営業債務である買掛金、未払金はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は短期的な運転資金の調達、社債は設備投資資金の調達に伴うものでありますが、いずれも支払金利は固定金利であるため、金利の変動リスクには晒されてございません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って、取引における不良債権の発生防止、優良取引先の選別、取引基盤の強化等リスクの低減を図っております。また、販売管理規程に沿って、取引先ごとに債権の期日及び残高を管理しております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する株式であり、上場株式については四半期毎に把握された時価が取締役会に報告されております。

また、組込デリバティブ取引の相手方は、信用度の高い金融機関であり、相手方の契約の不履行から生ずる信用損失の発生は予想しておりません。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループは各部署からの報告に基づき、適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,871,298	1,871,298	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,610,988	2,610,988	—
(3) 投資有価証券	34,704	34,704	—
資産計	4,516,991	4,516,991	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,056,964	1,056,964	—
(2) 短期借入金	200,000	200,000	—
(3) 未払金	329,208	329,208	—
(4) 社債	1,200,000	1,199,302	△697
負債計	2,786,172	2,785,475	△697

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成30年8月31日)
非上場株式	0

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,871,298	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,610,988	—	—	—
合計	4,482,287	—	—	—

4. 社債及び短期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	—	—	—	—	—
社債	—	400,000	800,000	—	—	—
合計	200,000	400,000	800,000	—	—	—

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成29年8月31日)

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	18,192	736	17,455
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	18,192	736	17,455
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	63,569	63,569	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	63,569	63,569	—
合計		81,761	64,305	17,455

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額0千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

当連結会計年度(自平成28年9月1日至平成29年8月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	63,630	3,778	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	63,630	3,778	—

当連結会計年度（平成30年8月31日）

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	34,704	736	33,967
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	34,704	736	33,967
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		34,704	736	33,967

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額0千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

当連結会計年度（自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	47,510	—	2,257
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	47,510	—	2,257

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（平成29年8月31日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	複合金融商品	68,391	68,391	63,569	△4,821
合計		68,391	68,391	63,569	△4,821

- (注) 1. 時価については、取引金融機関によって提示されたものによっております。
2. 組込デリバティブについて、時価の測定を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

当連結会計年度（平成30年8月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、企業型確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は14,768千円であります。

当連結会計年度(自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、企業型確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は17,386千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:千円)

	当連結会計年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
売上原価の株式報酬費	—
一般管理費の株式報酬費	—

(注) 当社は、未公開企業でありストック・オプション等の単価当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成30年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 子会社取締役 2名 当社従業員 15名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 100,000株
付与日	平成30年6月16日
権利確定条件	付与日(平成30年6月16日)以降、 権利確定日(平成32年6月19日)ま で継続して勤務していること。
対象勤務期間	自平成30年6月16日 至平成32年6 月19日
権利行使期間	自平成32年6月20日 至平成40年6 月10日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年12月14日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の株式に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成30年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成30年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	100,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	100,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 平成30年12月14日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成30年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,055
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 平成30年12月14日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、DCF法及び時価純資産価額法により算出された価格を基礎として決定しております。

なお、当社は未公開企業のため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	—千円
(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	—千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(平成29年8月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年8月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	3,990千円
関係会社株式評価損	57,864
減価償却超過額	4,024
資産除去債務	8,073
販売促進引当金	5,395
賞与引当金	11,969
税務上の繰越欠損金	439,913
未払費用	6,568
その他	5,027
繰延税金資産小計	542,827
評価性引当額	△531,401
繰延税金資産合計	11,426
繰延税金負債	
建物附属設備	△1,107
その他有価証券評価差額金	△5,934
繰延税金負債合計	△7,042
繰延税金資産の純額	4,383

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当連結会計年度 (平成29年8月31日)
固定資産－繰延税金資産	11,426千円
固定負債－繰延税金負債	△7,042

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年8月31日)
法定実効税率	34.2%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2
住民税均等割	2.6
評価性引当額の増減	△28.0
その他	△0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.3

当連結会計年度（平成30年8月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成30年8月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	5,568千円
関係会社株式評価損	51,397
減価償却超過額	3,147
資産除去債務	14,157
販売促進引当金	2,992
賞与引当金	12,875
税務上の繰越欠損金（注）2	265,070
未払費用	3,470
その他	7,242
繰延税金資産小計	365,922
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△208,403
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△70,470
評価性引当額小計（注）1	△278,873
繰延税金資産合計	87,048
繰延税金負債	
建物附属設備	△9,464
その他有価証券評価差額金	△10,258
繰延税金負債合計	△19,722
繰延税金資産の純額	67,325

（注）1. 評価性引当額は252,527千円減少しております。この減少の主な内容は会社分類の見直しに伴い、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異等の評価性引当額が減少したことによるものであります。

（注）2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（※1）	56,667	71,280	96,367	40,755	—	—	265,070
評価性引当額	—	△71,280	△96,367	△40,755	—	—	△208,403
繰延税金資産	56,667	—	—	—	—	—	56,667

（※1）税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた金額であります。

（※2）税務上の繰越欠損金265,070千円（法定実効税率を乗じた額）について繰延税金資産56,667千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成30年8月31日)
法定実効税率	34.2%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6
住民税均等割	0.7
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.6
法人税額の特別控除額	△3.2
評価性引当額の増減	△40.8
その他	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△7.1

3. 法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は、新規上場に伴い、資本金が1億円を超え、外形標準課税適用法人となる見込みであるため、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した34.2%から30.2%となりました。この税率変更により、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は7,587千円減少し、法人税等調整額が8,878千円、その他有価証券評価差額金が1,290千円、それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当社グループが賃借している事業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用可能見込期間は事業所の規模に応じて5～15年と見積り、割引率は取得時点の国債の利子率を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
期首残高	24,136 千円
時の経過による調整額	209
資産除去債務の履行による減少額	△600
期末残高	23,745

当連結会計年度(自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当社グループが賃借している事業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用可能見込期間は事業所の規模に応じて5～15年と見積り、割引率は取得時点の国債の利子率を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
期首残高	23,745 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	28,448
時の経過による調整額	236
原状回復義務免除による減少額	△8,321
見積りの変更による増減額(△は減少)	2,450
期末残高	46,558

ニ 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当連結会計年度において、原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の処理費用の実績等の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用の見積り額に関して変更を行い、見積りの変更による増加額2,450千円を変更前の資産除去債務残高から増額しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

重要性がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)

重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、オフィスに関するあらゆるサービスをワンストップで提供できる当社オリジナルブランド「オフィス光119」の販売を主要業務としている「オフィス光119事業」と、ビジネスホン・複合機・事務用品カタログ販売・LED照明器具・電力販売代理店・レンタルホームページ等を販売している「オフィスソリューション事業」、来店型ショップによる生命保険及び損害保険の取次事業を実施している「ファイナンシャル・プランニング事業」の3事業を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

なお、電力の販売代理業務につきましては、「オフィス光119」のクロスセル展開の一環として、「オフィス光119事業」のオペレーターが提案から完了に至るまでを担っており、その経費は、「オフィス光119事業」と「オフィスソリューション事業」に区分することが実務上困難であり、「オフィス光119事業」にて計上しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	オフィス光 119事業	オフィスソ リュージョ ン事業	ファイナン シャル・プ ランニング 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	6,322,580	1,340,587	250,438	7,913,606	11,032	7,924,639
セグメント間の内部売上高 又は振替高	11	1,036	—	1,048	—	1,048
計	6,322,592	1,341,624	250,438	7,914,654	11,032	7,925,687
セグメント利益	106,021	147,222	79,573	332,816	6,210	339,027
セグメント資産	2,227,720	519,543	27,748	2,775,011	123,891	2,898,903
その他の項目						
減価償却費	6,329	1,600	443	8,373	2,145	10,519
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	1,110	—	—	1,110	—	1,110

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、不動産賃貸業であります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

売上高	当連結会計年度
報告セグメント計	7,914,654
「その他」の区分の売上高	11,032
セグメント間取引消去	△1,048
連結財務諸表の売上高	7,924,639

（単位：千円）

利益	当連結会計年度
報告セグメント計	332,816
「その他」の区分の利益	6,210
全社費用（注）	△287,238
連結財務諸表の営業利益	51,789

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（単位：千円）

資産	当連結会計年度
報告セグメント計	2,775,011
「その他」の区分の資産	123,891
全社資産（注）	1,750,006
連結財務諸表の資産合計	4,648,909

（注）全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金であります。

（単位：千円）

その他の項目	報告セグメント計	その他	調整額	連結財務諸表計上額
	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	8,373	2,145	6,610	17,129
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,110	—	19,316	20,426

（注）1. 減価償却費の調整額は主に、報告セグメントに帰属しない当社の管理部門に係る資産の減価償却費であります。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は主に、本社倉庫に対する設備投資額であります。

当連結会計年度（自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、オフィスに関するあらゆるサービスをワンストップで提供できる当社オリジナルブランド「オフィス光119」の販売を主要業務としている「オフィス光119事業」と、ビジネスホン・複合機・事務用品カタログ販売・LED照明器具・電力販売代理店・レンタルホームページ等を販売している「オフィスソリューション事業」、来店型ショップによる生命保険及び損害保険の取次事業を実施している「ファイナンシャル・プランニング事業」の3事業を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

なお、電力の販売代理業務につきましては、「オフィス光119」のクロスセル展開の一環として、「オフィス光119事業」のオペレーターが提案から完了に至るまでを担っており、その経費は、「オフィス光119事業」と「オフィスソリューション事業」に区分することが実務上困難であり、「オフィス光119事業」にて計上しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	オフィス光 119事業	オフィスソ リュージョ ン事業	ファイナン シャル・プ ランニング 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	8,118,601	1,526,454	238,363	9,883,419	11,123	9,894,542
セグメント間の内部売上高 又は振替高	11	7,612	—	7,623	—	7,623
計	8,118,612	1,534,066	238,363	9,891,043	11,123	9,902,166
セグメント利益	398,192	298,977	39,838	737,008	6,872	743,881
セグメント資産	2,505,226	631,192	24,924	3,161,344	122,185	3,283,529
その他の項目						
減価償却費	8,008	2,450	408	10,867	1,837	12,705
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	65,399	19,708	1,293	86,401	—	86,401

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、不動産賃貸業であります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

売上高	当連結会計年度
報告セグメント計	9,891,043
「その他」の区分の売上高	11,123
セグメント間取引消去	△7,623
連結財務諸表の売上高	9,894,542

（単位：千円）

利益	当連結会計年度
報告セグメント計	737,008
「その他」の区分の利益	6,872
全社費用（注）	△393,092
連結財務諸表の営業利益	350,789

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（単位：千円）

資産	当連結会計年度
報告セグメント計	3,161,344
「その他」の区分の資産	122,185
全社資産（注）	2,204,412
連結財務諸表の資産合計	5,487,942

（注）全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金であります。

（単位：千円）

その他の項目	報告セグメント計	その他	調整額	連結財務諸表計上額
	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	10,867	1,837	9,680	22,386
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	86,401	—	28,421	114,822

（注）1. 減価償却費の調整額は主に、報告セグメントに帰属しない当社の管理部門に係る資産の減価償却費であります。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は主に、名古屋支店移転のうち管理部門へ按分した設備投資額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

（単位：千円）

	オフィス光119 事業	オフィスソリ ューション事 業	ファイナンシ ャル・プラン ニング事業	計	その他	全社・消去	合計
減損損失	6,090	—	—	6,090	—	—	6,090

当連結会計年度（自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日）

（単位：千円）

	オフィス光119 事業	オフィスソリ ューション事 業	ファイナンシ ャル・プラン ニング事業	計	その他	全社・消去	合計
減損損失	2,591	—	—	2,591	—	—	2,591

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自平成28年9月1日至平成29年8月31日)

	当連結会計年度 (自平成28年9月1日 至平成29年8月31日)
1株当たり純資産額	900.06円
1株当たり当期純利益金額	62.25円

(注) 1. 当社は、平成30年12月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自平成28年9月1日 至平成29年8月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	130,735
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益金額(千円)	130,735
普通株式の期中平均株式数(株)	2,100,000

当連結会計年度（自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日）

	当連結会計年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
1株当たり純資産額	1,181.19円
1株当たり当期純利益金額	275.33円

(注) 1. 当社は、平成30年12月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	578,183
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益金額 (千円)	578,183
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,100,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかつた 潜在株式の概要	新株予約権1種類（新株予約権 の数500個）。 なお、新株予約権の概要は「第 二部 企業情報 第4 提出会社 の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストック オプション制度の内容」に記載の とおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)

当社は、平成30年11月27日開催の取締役会決議に基づき、平成30年12月14日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成30年12月13日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき200株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	10,500株
今回の分割により増加する株式数	2,089,500株
株式分割後の発行済株式総数	2,100,000株
株式分割後の発行可能株式総数	8,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成30年11月28日
基準日	平成30年12月13日
効力発生日	平成30年12月14日

(4) 新株予約権権利行使価格の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価格を以下の通り調整いたしました。

	調整前行使価格	調整後行使価格
平成30年6月15日臨時株主総会に基づく新株予約権	211,000円	1,055円

(5) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(6) 単元株制度の採用

上記の株式分割の効力発生日をもって単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(7) その他

今回の株式の分割に際して、資本金の額の変更はありません。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年12月14日をもって、当社定款第6条で定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>40,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>8,000,000株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日 平成30年12月14日

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社及び連結子会社(㈱岐阜レカム、㈱コムズ)においては、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間 (平成30年11月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,820,000 千円
借入実行残高	200,000
差引額	1,620,000

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年9月1日 至 平成30年11月30日)
減価償却費	6,657 千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自 平成30年9月1日 至 平成30年11月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成30年9月1日至平成30年11月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	オフィス光 119事業	オフィスソ リューション 事業	ファイナン シヤル・プ ランニング 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	2,161,150	434,666	57,332	2,653,149	3,461	2,656,610
セグメント間の内部売上高又は振替高	2	373	—	376	—	376
計	2,161,153	435,040	57,332	2,653,526	3,461	2,656,987
セグメント利益	125,582	163,903	7,502	296,988	2,588	299,577

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、不動産賃貸業であります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	296,988
「その他」の区分の利益	2,588
全社費用(注)	△104,158
四半期連結損益計算書の営業利益	195,418

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年9月1日 至平成30年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額	88円18銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	185,178
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	185,178
普通株式の期中平均株式数(株)	2,100,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 当社は、平成30年12月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式としての新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成30年11月27日開催の取締役会決議に基づき、平成30年12月14日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成30年12月13日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき200株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	10,500株
今回の分割により増加する株式数	2,089,500株
株式分割後の発行済株式総数	2,100,000株
株式分割後の発行可能株式総数	8,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成30年11月28日
基準日	平成30年12月13日
効力発生日	平成30年12月14日

(4) 新株予約権権利行使価格の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価格を以下の通り調整いたしました。

	調整前行使価格	調整後行使価格
平成30年6月15日臨時株主総会に基づく新株予約権	211,000円	1,055円

(5) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出してありますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(6) 単元株制度の採用

上記の株式分割の効力発生日をもって単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(7) その他

今回の株式の分割に際して、資本金の額の変更はありません。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年12月14日をもって、当社定款第6条で定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>40,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>8,000,000株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日 平成30年12月14日

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社東名	第1回 無担保社債	平成27年 5月25日	400,000	400,000	0.6	なし	平成32年 5月25日
株式会社東名	第2回 無担保社債	平成28年 8月25日	800,000	800,000	0.3	なし	平成33年 8月25日
合計	—	—	1,200,000	1,200,000	—	—	—

(注) 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
—	400,000	800,000	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	200,000	0.5	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	200,000	200,000	—	—

(注) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年8月31日)	当事業年度 (平成30年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,296,509	1,399,603
売掛金	2,295,605	2,563,001
商品及び製品	5,994	2,808
原材料及び貯蔵品	78,152	91,158
前渡金	2,320	43,921
前払費用	42,435	67,439
その他	34,582	168,809
貸倒引当金	△24,607	△34,319
流動資産合計	3,730,993	4,302,423
固定資産		
有形固定資産		
建物	162,725	196,445
減価償却累計額	△98,432	△70,211
建物（純額）	64,293	126,233
構築物	2,606	2,606
減価償却累計額	△2,355	△2,395
構築物（純額）	251	210
機械及び装置	8,800	8,800
減価償却累計額	△4,790	△5,320
機械及び装置（純額）	4,009	3,479
車両運搬具	10,330	12,971
減価償却累計額	△9,694	△3,264
車両運搬具（純額）	636	9,707
工具、器具及び備品	117,183	74,856
減価償却累計額	△108,475	△31,505
工具、器具及び備品（純額）	8,707	43,351
土地	178,921	178,835
建設仮勘定	—	8,572
有形固定資産合計	256,820	370,389
無形固定資産		
ソフトウェア	2,917	996
電話加入権	879	879
無形固定資産合計	3,797	1,875
投資その他の資産		
投資有価証券	81,761	34,704
関係会社株式	35,982	35,982
長期前払費用	5,577	6,001
繰延税金資産	—	56,302
差入保証金	88,145	151,512
その他	17,263	18,493
投資その他の資産合計	228,730	302,997
固定資産合計	489,347	675,261
資産合計	4,220,341	4,977,685

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年8月31日)	当事業年度 (平成30年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	867,950	1,038,882
短期借入金	※ 200,000	※ 200,000
未払金	232,272	314,771
未払費用	13,599	6,094
未払法人税等	3,345	3,180
未払消費税等	80,393	48,011
前受金	484	747
預り金	14,420	20,437
前受収益	14,047	14,426
賞与引当金	29,947	37,496
販売促進引当金	15,776	9,909
店舗閉鎖損失引当金	—	796
資産除去債務	—	212
流動負債合計	1,472,237	1,694,964
固定負債		
社債	1,200,000	1,200,000
資産除去債務	21,189	43,790
繰延税金負債	7,042	—
その他	11,148	11,818
固定負債合計	1,239,381	1,255,609
負債合計	2,711,618	2,950,573
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,972	65,972
資本剰余金		
資本準備金	55,972	55,972
資本剰余金合計	55,972	55,972
利益剰余金		
利益準備金	2,500	2,500
その他利益剰余金		
別途積立金	1,400,000	1,400,000
繰越利益剰余金	△27,242	478,957
利益剰余金合計	1,375,257	1,881,457
株主資本合計	1,497,201	2,003,401
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,520	23,709
評価・換算差額等合計	11,520	23,709
純資産合計	1,508,722	2,027,111
負債純資産合計	4,220,341	4,977,685

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)	当事業年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
売上高	7,335,181	9,302,979
売上原価	4,638,713	6,012,015
売上総利益	2,696,468	3,290,964
販売費及び一般管理費	※1 2,724,906	※1 3,043,480
営業利益又は営業損失(△)	△28,437	247,484
営業外収益		
受取利息	250	2,027
有価証券利息	3,279	1,519
受取配当金	24	24
債務等決済差益	103,951	82,816
投資有価証券売却益	3,778	—
その他	8,370	12,532
営業外収益合計	119,655	98,919
営業外費用		
支払利息	2,323	2,431
社債利息	7,854	7,852
有価証券売却損	—	2,257
デリバティブ評価損	4,821	13,800
その他	196	731
営業外費用合計	15,196	27,074
経常利益	76,021	319,329
特別利益		
固定資産売却益	—	※2 4,656
移転補償金	—	※3 116,236
資産除去債務戻入益	—	7,224
特別利益合計	—	128,117
特別損失		
固定資産売却損	—	※4 1,654
固定資産除却損	※5 31	※5 169
減損損失	6,275	3,116
店舗閉鎖損失引当金繰入額	—	796
関係会社株式評価損	125	—
子会社清算損	116	—
特別損失合計	6,549	5,736
税引前当期純利益	69,471	441,711
法人税、住民税及び事業税	3,345	3,180
法人税等調整額	△974	△67,668
法人税等合計	2,370	△64,488
当期純利益	67,101	506,199

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年 9月 1日 至 平成29年 8月 31日)			当事業年度 (自 平成29年 9月 1日 至 平成30年 8月 31日)		
		金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
I 商品原価							
1 期首商品たな卸高		3,278			5,994		
2 当期商品仕入高		4,457,919			5,796,751		
合計		4,461,197			5,802,746		
3 期末商品たな卸高		5,994	4,455,202	96.06	2,808	5,799,938	96.48
II 労務費			4,890	0.10		1,845	0.03
III 外注費			138,897	2.99		173,246	2.88
IV 経費	※		39,723	0.85		36,985	0.61
合計			4,638,713	100.00		6,012,015	100.00

※ 主な経費の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 9月 1日 至 平成29年 8月 31日)	当事業年度 (自 平成29年 9月 1日 至 平成30年 8月 31日)
保険料 (原価)	34,369 千円	32,294 千円

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備 金	利益剰余金		利益剰余 金合計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計		その他利益剰余金			
					別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	65,972	55,972	55,972	2,500	1,400,000	△94,343	1,308,156	1,430,100
当期変動額								
当期純利益						67,101	67,101	67,101
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	67,101	67,101	67,101
当期末残高	65,972	55,972	55,972	2,500	1,400,000	△27,242	1,375,257	1,497,201

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,650	3,650	1,433,751
当期変動額			
当期純利益			67,101
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	7,870	7,870	7,870
当期変動額合計	7,870	7,870	74,971
当期末残高	11,520	11,520	1,508,722

当事業年度（自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計	
				別途積立 金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	65,972	55,972	55,972	2,500	1,400,000	△27,242	1,375,257	1,497,201
当期変動額								
当期純利益						506,199	506,199	506,199
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	506,199	506,199	506,199
当期末残高	65,972	55,972	55,972	2,500	1,400,000	478,957	1,881,457	2,003,401

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	11,520	11,520	1,508,722
当期変動額			
当期純利益			506,199
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	12,188	12,188	12,188
当期変動額合計	12,188	12,188	518,388
当期末残高	23,709	23,709	2,027,111

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品につきましては、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

また、貯蔵品につきましては、最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年から31年
工具、器具及び備品	4年から20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

(3) 販売促進引当金

販売促進を目的として行うキャンペーンにより発生するキャッシュバックの支出に充てるため、将来発生見込額を販売促進引当金として計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品につきましては、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

また、貯蔵品につきましては、最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年から31年

工具、器具及び備品 4年から20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

(3) 販売促進引当金

販売促進を目的として行うキャンペーンにより発生するキャッシュバックの支出に充てるため、将来発生見込額を販売促進引当金として計上しております。

(4) 店舗閉鎖損失引当金

期末日までに閉店又は閉店の意思決定があった場合、期末日後の損失発生見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の早期適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）が当事業年度末に係る財務諸表から適用できるようになったことに伴い、当事業年度から税効果会計基準一部改正を適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」に含めて表示しており、「流動負債」の「繰延税金負債」は、「固定負債」の「繰延税金負債」に含めて表示しておりますが、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」及び「流動負債」の「繰延税金負債」はゼロのため、当該変更による影響額はありません。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（1）（評価性引当額の合計額を除く。）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(追加情報)

前事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

当事業年度（自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日）

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※ 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年8月31日)	当事業年度 (平成30年8月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,800,000 千円	1,800,000 千円
借入実行残高	200,000	200,000
差引額	1,600,000	1,600,000

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度76.9%、当事業年度74.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度23.1%、当事業年度25.9%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)	当事業年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
給料及び手当	758,814 千円	969,627 千円
雑給	516,218	478,933
退職給付費用	12,267	14,914
減価償却費	13,884	19,872
貸倒引当金繰入額	△9,780	28,701
賞与引当金繰入額	29,947	37,496
販売促進引当金繰入額	15,776	9,909

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)	当事業年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
車両運搬具	— 千円	4,465 千円
工具、器具及び備品	—	191
計	—	4,656

※3 移転補償金の内容は次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)

当社において、都市計画に伴う事業拠点の移転要請により、補償金の受領を合意しております。受領金額より移転費用や固定資産除却損を控除した金額を特別利益として計上しております。

※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)	当事業年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
建物	— 千円	1,654 千円
計	—	1,654

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)	(自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
建物	— 千円	169 千円
工具、器具及び備品	31	—
計	31	169

(有価証券関係)

前事業年度 (平成29年8月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額は子会社株式35,982千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (平成30年8月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額は子会社株式35,982千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成29年8月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年8月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	3,861千円
関係会社株式評価損	57,864
減価償却超過額	4,024
資産除去債務	7,204
販売促進引当金	5,395
賞与引当金	10,241
税務上の繰越欠損金	416,602
未払費用	5,904
その他	2,804
繰延税金資産小計	513,903
評価性引当額	△513,903
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
建物附属設備	△1,107
その他有価証券評価差額金	△5,934
繰延税金負債合計	△7,042
繰延税金負債の純額	△7,042

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年8月31日)
法定実効税率	34.2%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5
住民税均等割	4.8
評価性引当額の増減	△39.0
その他	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.4

当事業年度（平成30年8月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成30年8月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	5,437千円
関係会社株式評価損	51,397
減価償却超過額	3,147
資産除去債務	13,288
販売促進引当金	2,992
賞与引当金	11,323
税務上の繰越欠損金	248,706
未払費用	3,250
その他	4,290
繰延税金資産小計	343,836
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△197,518
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△70,292
評価性引当額小計	△267,810
繰延税金資産合計	76,025
繰延税金負債	
建物附属設備	△9,464
その他有価証券評価差額金	△10,258
繰延税金負債合計	△19,722
繰延税金資産の純額	56,302

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成30年8月31日)
法定実効税率	34.2%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7
住民税均等割	0.7
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.0
法人税額の特別控除額	△3.9
評価性引当額の増減	△48.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△14.6

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は、新規上場に伴い、資本金が1億円を超え、外形標準課税適用法人となる見込みであるため、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した34.2%から30.2%となりました。この税率変更により、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は7,587千円減少し、法人税等調整額が8,878千円、その他有価証券評価差額金が1,290千円、それぞれ増加しております。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)

当社は、平成30年11月27日開催の取締役会決議に基づき、平成30年12月14日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成30年12月13日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき200株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	10,500株
今回の分割により増加する株式数	2,089,500株
株式分割後の発行済株式総数	2,100,000株
株式分割後の発行可能株式総数	8,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成30年11月28日
基準日	平成30年12月13日
効力発生日	平成30年12月14日

(4) 新株予約権権利行使価格の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価格を以下の通り調整いたしました。

	調整前行使価格	調整後行使価格
平成30年6月15日臨時株主総会に基づく新株予約権	211,000円	1,055円

(5) 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりとなります。

前事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

	当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
1株当たり純資産額	718.44 円
1株当たり当期純利益金額	31.95 円

当事業年度（自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日）

	当事業年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
1株当たり純資産額	965.29 円
1株当たり当期純利益金額	241.05 円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(6) 単元株制度の採用

上記の株式分割の効力発生日をもって単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(7) その他

今回の株式の分割に際して、資本金の額の変更はありません。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年12月14日をもって、当社定款第6条で定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>40,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>8,000,000株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日 平成30年12月14日

④【附属明細表】
 【有価証券明細表】
 【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
		レカム(株)	24,000	6,264
		(株)ビジョン	6,000	28,440
		みつばち保険グループ(株)	300	0
		小計	30,300	34,704
		計	30,300	34,704

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	162,725	80,021	46,302 (1,501)	196,445	70,211	8,473	126,233
構築物	2,606	—	—	2,606	2,395	40	210
機械及び装置	8,800	—	—	8,800	5,320	530	3,479
車両運搬具	10,330	12,971	10,330	12,971	3,264	3,476	9,707
工具、器具及び備品	117,183	45,717	88,044 (1,583)	74,856	31,505	7,888	43,351
土地	178,921	—	86	178,835	—	—	178,835
建設仮勘定	—	8,572	—	8,572	—	—	8,572
有形固定資産計	480,568	147,283	144,764 (3,085)	483,087	112,698	20,409	370,389
無形固定資産							
ソフトウェア	53,880	—	39,087 (31)	14,792	13,796	1,890	996
電話加入権	879	—	—	879	—	—	879
無形固定資産計	54,759	—	39,087 (31)	15,672	13,796	1,890	1,875
長期前払費用	5,577	801	377	6,001	—	—	6,001

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

当期増加額 建物 名古屋支店 (名古屋プライムセントラルタワー) 内装等の購入 48,004千円
 工具、器具及び備品 名古屋支店 (同上) サーバ等の購入 42,703千円
 当期減少額 建物 名古屋支店 (東洋ビル) 内装等の除却 35,254千円
 工具、器具及び備品 名古屋支店 (東洋ビル) サーバ等の除却 86,275千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	24,607	31,769	18,988	3,068	34,319
賞与引当金	29,947	37,496	29,947	—	37,496
販売促進引当金	15,776	9,909	15,776	—	9,909
店舗閉鎖損失引当金	—	796	—	—	796

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年8月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日 毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.toumei.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成30年 4月24日	山本 文彦	三重県 四日市市	特別利害関係者等(大株主 上位10名、当 社の代表取締役 役社長)	日比野 直人	名古屋市 東区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名、当 社の取締役)	100	21,100,000 (211,000) (注)5	経営参画へ の意識向上 のため
平成30年 4月24日	山本 文彦	三重県 四日市市	特別利害関係者等(大株主 上位10名、当 社の代表取締役 役社長)	直井 慎一	三重県 桑名市	特別利害関係 者等(大株主 上位10名、当 社の取締役)	50	10,550,000 (211,000) (注)5	経営参画へ の意識向上 のため
平成30年 4月24日	山本 文彦	三重県 四日市市	特別利害関係者等(大株主 上位10名、当 社の代表取締役 役社長)	関山 誠	愛知県 海部郡 蟹江町	特別利害関係 者等(大株主 上位10名、当 社の取締役) (注)4	50	10,550,000 (211,000) (注)5	経営参画へ の意識向上 のため

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第253条及び株式会社名古屋証券取引所が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則第23条並びに上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い第19条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成28年9月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第219条第1項第2号及び株式会社名古屋証券取引所が定める有価証券上場規程に関する取扱い要領2(1)に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。

2. 当社は、株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第254条及び株式会社名古屋証券取引所が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則第24条並びに上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い第20条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は当該記録につき、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表できるとされております。また、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表できるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社

4. 当該移動により、特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

5. 移動価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び時価純資産価額法により算出された価格を基礎として決定しております。

6. 平成30年11月27日開催の取締役会決議により、平成30年12月14日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	第4回新株予約権
発行年月日	平成30年6月16日
種類	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 500株 (注) 4
発行価格	211,000円 (注) 3
資本組入額	105,500円
発行価額の総額	105,500,000円 (注) 4
資本組入額の総額	52,750,000円 (注) 4
発行方法	平成30年6月15日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則並びにその期間については、以下のとおりであります。

- (1) 株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第259条及び株式会社名古屋証券取引所の定める上場前の公募又は売出し等に関する規則第29条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員または従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員または従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消の措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成30年8月31日であります。
2. 株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第259条第1項第1号及び株式会社名古屋証券取引所の定める上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い第21条の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員または従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格はDCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び時価純資産価額法により算出された価格を基礎として決定しております。
 4. 新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失(従業員1名)により、発行数は490株、発行価額の総額は103,390,000円、資本組入額の総額は51,695,000円となっております。
 5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	第4回新株予約権
行使時の払込金額	1株につき211,000円
行使期間	平成32年6月20日から 平成40年6月10日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

6. 平成30年11月27日開催の取締役会決議により、平成30年12月14日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2【取得者の概況】

平成30年6月15日の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
日比野 直人	名古屋市東区	会社役員	125	26,375,000 (211,000)	特別利害関係者等 (当社の常務取締役)
直井 慎一	三重県桑名市	会社役員	70	14,770,000 (211,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
関山 誠	愛知県海部郡蟹江町	会社役員	60	12,660,000 (211,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
水口 博信	岐阜県岐阜市	会社員	35	7,385,000 (211,000)	当社の従業員
水嶋 淳	札幌市中央区	会社員	35	7,385,000 (211,000)	当社の従業員
立川 将弘	岐阜県羽島市	会社員	35	7,385,000 (211,000)	当社の従業員
杉村 和喜	岐阜県岐阜市	会社役員	15	3,165,000 (211,000)	特別利害関係者等 (子会社の取締役)
柴田 崇理	名古屋市名東区	会社員	11	2,321,000 (211,000)	当社の従業員
鈴木 裕之	栃木県栃木市	会社役員	10	2,110,000 (211,000)	特別利害関係者等 (子会社の取締役)
橋本 裕司	三重県四日市市	会社員	10	2,110,000 (211,000)	当社の従業員 特別利害関係者等 (子会社の監査役)
山路 展久	三重県四日市市	会社員	10	2,110,000 (211,000)	当社の従業員
田中 信之介	札幌市北区	会社員	10	2,110,000 (211,000)	当社の従業員
矢野 大樹	愛知県一宮市	会社員	10	2,110,000 (211,000)	当社の従業員
奥田 淳矢	名古屋市中村区	会社員	9	1,899,000 (211,000)	当社の従業員
工藤 雄一	福岡市中央区	会社員	9	1,899,000 (211,000)	当社の従業員
小崎 浩輔	広島市中区	会社員	9	1,899,000 (211,000)	当社の従業員
盛山 光	東京都世田谷区	会社員	9	1,899,000 (211,000)	当社の従業員
石川 直樹	名古屋市西区	会社員	9	1,899,000 (211,000)	当社の従業員
松岡 唯史	岐阜県岐阜市	会社員	9	1,899,000 (211,000)	当社の従業員

(注) 1. 平成30年11月27日開催の取締役会決議により、平成30年12月14日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

2. 杉村和喜は、平成30年11月27日付で子会社の取締役を退任し当社の従業員になっております。

3. 退職により権利を喪失した付与対象者については、記載しておりません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
山本 文彦(注) 1、2	三重県四日市市	1,729,600	78.69
株式会社エフティグループ(注) 2	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号	200,000	9.10
日比野 直人(注) 2、3	名古屋市東区	81,000 (25,000)	3.69 (1.14)
株式会社三重銀行(注) 2	三重県四日市市西新地7番8号	40,000	1.82
東名従業員持株会(注) 2	三重県四日市市八田二丁目1番39号	28,200	1.28
直井 慎一(注) 2、4	三重県桑名市	28,000 (14,000)	1.27 (0.64)
関山 誠(注) 2、4	愛知県海部郡蟹江町	22,000 (12,000)	1.00 (0.55)
ジャパンベストレスキューシステム株式会社(注) 2	名古屋市中区錦一丁目10番20号	20,000	0.91
水口 博信(注) 8	岐阜県岐阜市	7,000 (7,000)	0.32 (0.32)
水嶋 淳(注) 8	名古屋市西区	7,000 (7,000)	0.32 (0.32)
立川 将弘(注) 8	岐阜県羽島市	7,000 (7,000)	0.32 (0.32)
杉村 和喜(注) 8	名古屋市西区	3,000 (3,000)	0.14 (0.14)
松岡 唯史(注) 2、8	岐阜県岐阜市	2,800 (1,800)	0.13 (0.08)
柴田 崇理(注) 8	名古屋市名東区	2,200 (2,200)	0.10 (0.10)
鈴木 裕之(注) 5	栃木県栃木市	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
橋本 裕司(注) 7、8	三重県四日市市	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
山路 展久(注) 8	三重県四日市市	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
田中 信之介(注) 8	札幌市北区	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
矢野 大樹(注) 8	愛知県一宮市	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
奥田 淳矢(注) 8	名古屋市中村区	1,800 (1,800)	0.08 (0.08)
工藤 雄一(注) 8	福岡市中央区	1,800 (1,800)	0.08 (0.08)
小崎 浩輔(注) 8	広島市中区	1,800 (1,800)	0.08 (0.08)
盛山 光(注) 8	東京都世田谷区	1,800 (1,800)	0.08 (0.08)
石川 直樹(注) 8	名古屋市西区	1,800 (1,800)	0.08 (0.08)
山田 武(注) 2	岐阜県岐阜市	1,000	0.05

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
渡邊 誠人(注) 6	三重県四日市市	200	0.01
計	—	2,198,000 (98,000)	100.00 (4.46)

(注) 1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)

2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

3. 特別利害関係者等(当社の常務取締役)

4. 特別利害関係者等(当社の取締役)

5. 特別利害関係者等(子会社の取締役)

6. 特別利害関係者等(当社の監査役)

7. 特別利害関係者等(子会社の監査役)

8. 当社の従業員

9. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

10. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

平成31年2月21日

株式会社東名

取締役会 御中

仰星監査法人

指定社員 公認会計士 三宅 恵司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小出 修平 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東名の平成28年9月1日から平成29年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東名及び連結子会社の平成29年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成31年2月21日

株式会社東名

取締役会 御中

仰星監査法人

指定社員 公認会計士 三宅 恵司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小出 修平 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東名の平成29年9月1日から平成30年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東名及び連結子会社の平成30年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成31年2月21日

株式会社東名

取締役会 御中

仰星監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三宅 恵司 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小出 修平 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東名の平成30年9月1日から平成31年8月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成30年9月1日から平成30年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年9月1日から平成30年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東名及び連結子会社の平成30年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

平成31年2月21日

株式会社東名

取締役会 御中

仰星監査法人

指定社員 公認会計士 三宅 恵司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小出 修平 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東名の平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東名の平成29年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成31年2月21日

株式会社東名

取締役会 御中

仰星監査法人

指定社員 公認会計士 三宅 恵司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小出 修平 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東名の平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東名の平成30年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

